

長野県特別支援学校整備基本方針(案)に対する意見について

I パブリックコメントにおける意見

- 1 実施期間 令和3年1月18日(月)～令和3年2月18日(木)
- 2 提案者 46人(一般・団体7人、特別支援学校職員21人、小中学校職員7人、保護者11人)
- 3 意見数 67項目・188意見(要旨が類似している意見は集約)
- 4 主な意見と対応の概要

(1) 整備基本方針(案)の記述内容に関わる主な意見

- 障害者差別解消法の「公立学校の合理的配慮不提供の禁止」を重視し、「合理的配慮の提供」を明記すべき。合理的配慮は障がいの社会モデルの考え方からも広く提供されるべき。
- 性的マイノリティの子どもへ配慮した設備に関する記述があると、言えずに悩んでいる子どもや保護者は安心できる。
- ガイドライン作成とあるが、今後も家庭と学校が一貫した対応ができる協力体制を望む。

《対応案》

- 「基本理念」と「身近な地域での学びの充実」に「合理的配慮の提供」を明記(P2. 11)
- 「教育環境」に「多様な児童生徒を包み込むユニバーサルデザイン化の推進」を明記(P17)
- 「指導・支援の向上」に「個別の指導計画等の家庭との共有・支援の連携」について明記(P5)
・その他:「幼児」「幼稚部」等の追記や「寄宿舎での生活スキルの獲得」等を明記

(2) 今後の取組に関わる主な意見

- 長年にわたり長野県養護学校PTA連合会で要望してきたことを受けて計画されている。
- 先生方の日々のご苦勞に感謝し、基本方針(案)が少しでも達成されることを願う。
- 専門性の高い教員のチームによる学級担任のサポートに期待している。
- 保護者としては専門性の高い教員の養成を目指していただきたい。
- 人数に合った教室、体育館、音楽室、美術室、自立活動室、図書館等の整備を希望する。
- 老朽化で立て付けが悪く、傷んだ所を修理しても箇所が多すぎて追いついていない。

II 第2回特別支援教育連携協議会における意見

- 1 開催日 令和3年3月11日(木)
- 2 参加者 大学教授・教職員・保護者・福祉関係者・民間企業関係者等 11人
- 3 主な意見

- 1人1台端末の配備等、予定しているICTを活用した取組について記載したい。
- 児童生徒の「発達」について把握しておくことの重要性を記載したい。

《対応案》

- 「学びの改革」等に1人1台端末の配備とICT教育推進センター(仮称)の取組を明記(P6. 16)
- 「学びの改革」等に「幼児児童生徒・保護者の願いや障がいの特性、発達の状態等」と明記(P3. 4. 5. 6. 16)

4 その他の意見

- 単なる建て替え計画ではなく時代の流れや子どもの学びを踏まえた方針となっている。
- 障がいのある子どもの支援者にとって本方針の策定は長年の想いであった。
- 保護者が長年願い要望してきたことが文字となり第一歩が踏み出せたことが嬉しい。
- 本基本方針(案)については教職員が職場で繰り返し話題にして議論していた。
- 本県の特別支援学校における数多くの実践に基づいた方針(案)であり小・中の参考にもなる。
- 企業、福祉の立場からこれからも特別支援学校の子どものために尽力したい。
- 10年先、30年先と本方針に沿って変わっていく特別支援学校とそこで生き生きと学ぶ子どもたちの姿を見てみたい。そんな夢を描くことができた。

長野県特別支援学校整備基本方針(案)に関するパブリックコメントのご意見と県の考え方

- 意見募集期間 令和3年1月18日(月)～令和3年2月19日(木)
- 提案者 46人(一般・団体7人、特別支援学校職員21人、小中学校職員7人、保護者12人)
- 意見総数 67項目・188意見 ※要旨が類似しているご意見についてはまとめて掲載

項目 (ページ)	ご意見要旨 ※	ご意見に対する県の考え方
全体を通して	<ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり、県養護学校PTA連合会で要望してきたことを受けて計画されており、大方この方針(案)でよくできていると思う。 ・昔に比べて障がいも多様化し、先生方が日々ご苦労されていることに心より感謝するとともに、こうした立派な基本案が少しでも達成されることを願う。 ・特別支援学校整備基本方針(案)を策定していただきありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針(案)に基づき特別支援学校の教育環境の改善に努めます。
障害者権利条約について (P1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者権利条約」の内容に基づくものであると明記すること。「障害者権利条約」の目的「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」や確保すべきこと「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」を踏まえ、「基本方針(案)」の理念と全体についての再検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針(案)は当該条約を踏まえて作成しています。 ・特別な支援を必要とするすべての子どもの持てる力を最大限伸ばす質の高い教育と、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ中で多様性を認め多様な他者をつながる力を伸ばす共生社会の形成に向けた教育の必要性を踏まえて、「本県の特別支援教育の進め方」と「特別支援学校で実現すべき学び」を記載しています。
インクルーシブな教育について (P2)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの枠内でのインクルーシブ教育にとどまらず、健常義務教育課程、高等学校の全児童、生徒との可能な限りの学びの時間の共有が地域の中で障がい者理解者の礎となる人々に育つことへの理解は、P6内の記述からも明快。ぜひさらなる積極的で広大なインクルーシブ教育の方針を期待。 ・インクルーシブ教育を「学ぶ場」の問題として狭く捉えるのではなく、教育全体の見直しを進めながら、すべての子どもの教育権を保障する方向での検討を進める必要があり、これを基本方針の前提として記述してほしい。 ・すべての幼児児童生徒に、互いを自然に受け入れ、支え合い、補い合い、助け合う心を育てていただきたい。 ・「共に学び合うインクルーシブな教育」とあるが、インクルーシブな教育の中には、多様な者が共に学び合う意味が含まれている。原文が分かりやすいということであれば構わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、インクルーシブな教育を推進し、すべての子どもの多様な他者につながる力と多様な価値観の中で問題を解決していく力を育むとともに、すべての学校が「多様性を包み込む学びの場」として充実するよう努めます。

<p>合理的配慮について (P2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の「公立学校の合理的配慮の不提供の禁止」を重視し、「特別支援教育の進め方」の中に「合理的配慮の提供」を明記すること。 ・合理的配慮について教員と保護者の理解が進むよう取り組むこと。 ・合理的配慮は障がいの社会モデルという考え方からも広く提供されること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ「基本理念」及び「身近な地域での学びの充実」の文中に「合理的配慮の提供」を明記します。
<p>持てる力と可能性の表記について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念には「児童生徒の持てる力を最大限伸ばす」と書かれているが、3ページ以降は「可能性が最大限伸びる」と書かれており、微妙にニュアンスが異なる。障害者権利条約24条1(b)では、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること」とあり、これを踏まえ本方針(案)は、「持てる力を最大限伸ばす」で統一した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育」は、「幼児児童生徒の持てる力を最大限伸ばす教育」とし、「学び」や「学校」は、「幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学び」と整理しております。
<p>教育課程の前提について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共生社会の実現に向けた協働の学び」の下段について、教育課程の一部である自立と社会参加の分野に「地域や福祉機関、企業等」との連携が入ることは当然だが、原文のままでは、教育課程の前提として「地域や企業、福祉機関等との連携」が入ることとなり大きな問題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「自立と社会参加に向けて、地域や企業、福祉機関と連携した学び」と修正します。
<p>発達課題について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒・保護者の願いや」の次に「発達課題」を加えたい。国連「子どもの権利条約」以降、「発達権」は国際的な用語として定着している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「発達の状態」という文言を明記します。
<p>企業等との連携について (P3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい理解の企業研修として活用するとよい。 ・企業がボランティアなどで自主的に参加したり、「特別講師」として専門性を発揮してもらうことは歓迎。 ・企業等が特別支援学校の児童生徒と支援機器の共同開発をするのは良い。 ・学校は、子どもの特性や可能性に基づいて、個々の子どもの限らない成長を図るためにあり、児童・生徒を社員の教育手段(社員教育の「教材」として活用することは子どものためにならず、「企業等の社員教育の場」として学校を活用することは容認できない。記載の変更を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の学びの充実につながる企業等との協働学習について、企業側へのメッセージとして「社員教育の場」と記載しましたが、誤解が生じることがないように「社員教育の場」の文言を「共生社会の学びの場」と修正します。
<p>学びの改革の内容について (P4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの改革の現状と課題と今後の方向性に、一人の人間としての尊厳が守られ「自立・社会参加」に向けた教育として、性教育や諸文化・芸能、スポーツ、余暇活動、生涯・社会教育への参加、人権擁護並びに福祉制度の理解や利用方法のほか幅広い内容についての記載がないため、大幅な見直しが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・P6に記載の「一人ひとりの願いや障がいの状態、発達の状態等に寄り添った学びの提供」により対応してまいります。

<p>知的障がい特別支援学校の教育課程について (P4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活単元学習と教科との関連は、これまで培ってきた各校の特色を生かした生活単元学習の中に刻まれており、子どもたちの生活に根ざし子どもたちの側から生まれる生活単元学習が教科ありきの学習になることを危惧する。 他県ではことば、描く、数等の教科以前の呼び方で示しており参考になる。「生単」＝「遊び」の構図を見直す機会を十年逃しており、まずは小学部の教育課程の組み直しから始めるとよい。 10年後の学習指導要領改訂の際、「合わせた指導」という概念がなくなる可能性はかなり高いため、合わせた指導を推進していく長野県の方は現場の混乱につながる。 通常の学級に存在しない特別支援教育独自の教育課程(合わせた指導)があることが、通常学校の教科学習との連続性の問題となっている。 特別支援学校の教員が通常学校に赴任した際、特別支援教育経験者としてのパフォーマンスを発揮するには、特別支援学校の教育課程を教科学習にシフトする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 本県の生活単元学習は、児童生徒の主体性を重視し、実践研究を重ねております。この姿勢は今後も継承しつつ、今般の学習指導要領の改訂を受け、教科の育ちを明確にした生活単元学習への改善を図ることが大切と考えております。 具体的には、個別の指導計画の作成段階から個々の教科の力を捉え、生活単元学習の計画立案時に期待できる教科の育ちを確認し、単元終了時に教科の育ちについても評価する授業作りに努めます。
<p>ガイドラインの作成について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育活動の内容が系統だっていない、実態把握ができない、教科内容の系統がわかっていない、生活単元学習を合科と勘違いしているなどの実態を踏まえ、学びの過程や学習内容の段階を明確にしたガイドラインの作成を願う。 金種を学習する段階の子が生活体験として繰り返し買い物学習をするなど、その子の将来の生活を考えた上での課題設定をしてほしい。 障がいの有無にかかわらず「自分の長所を伸ばし、自立と社会参加に向けた必要な力を習得する」ためには、「各校の教育実践」の尊重が重要であり、ガイドラインに従うことが優先され教育内容が画一化されることは、「可能性が最大限伸びる学び」にはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインは、これまでの本県の教育実践の成果や学習指導要領改訂のポイント、時代や社会の変化に対応した教育活動の配慮点等をまとめるものであり、各校における指導・支援の参考として作成するものです。 各校には、これを活用して各校(各教職員)の創意工夫により、幼児児童生徒の教育的ニーズや保護者の願いに応じた教育活動の充実に努めていただきたいと思います。
<p>個別の指導計画の様式統一について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式統一による業務負担の改善が、結果として児童生徒の実態をチームで検討する時間の確保ともなる。 非常に早急で現場の混乱が予測されるため、様式統一のねらいとガイドライン、タイムスケジュールの周知徹底をお願いしたい。 様式統一により、実態把握や支援の方向が一面的・画一的になることや、学習指導要領との関連を強調しすぎることで発達課題に寄り添った計画にならなくなることを危惧する。 様式統一の検討が進んでいると聞くが、現場の教員の意見を積極的に取り入れながら必要に応じて改善していくことが大切。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画の様式が異なっていることにより、学校によって実態把握の視点や教育課題設定の流れなどに違いがあることから、適切な指導支援の向上と業務の効率化を目的に、各校の様式の長所等を分析・整理し様式を作成したいと考えております。

<p>個別の指導計画の様式統一について (前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「なぜ、この項目が必要なのか」を検討することが、特別支援教育に携わる者の専門性を鍛える手段であり、赴任してその学校の職員集団として学んでいくべき。各校が長年の歴史の中で生み出してきた様式であり、ポイントさえ踏まえていれば問題はなく、マニュアル化、スタンダード化せず多様なままでよい。 ・様式統一は小・中学校にも影響がある。 	
<p>重点項目について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに寄り添い、個々の教職員が創意工夫を発揮し、子どもを中心とした教育課程をみんなで練り上げ、学校を作り上げていくという方向性が必要。 ・教育課程の編成は各校が進めるべきものであり、「重点項目」を県教育委員会が示すことは、教職員や学校の自主性・主体性を否定しかねない非民主的な発想で学校がよくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「重点項目」は、各校が翌年のグランドデザイン等を考える際の参考として作成するものです。各校の学校評価や県の施策、国の動向、社会の情勢等を踏まえて、校長会とも意見交換をしながら作成したいと考えております。 ・各校には、これを参考に自校の幼児児童生徒の学びの充実を目指して教育課程の編成等に取り組んでいただきたいと考えております。
<p>年間授業計画について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「年間授業計画の例」に寄りかかり過ぎることも懸念されるので、児童生徒の実態や集団の状況に応じて柔軟に扱えるものであってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間授業計画の例は、学習指導要領を踏まえ、単元ごとの教科の目標や評価項目を組み入れたものを各校の参考として作成するものです。 ・各校には、これを参考に幼児児童生徒の実態に応じた年間授業計画の作成を進め、幼児児童生徒の学びの充実につなげていただきたいと考えております。
<p>盲・ろう・病弱の学び合いについて (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大人数であれば互いの考えに触れて学び合えるというわけではなく、「盲・ろう・病弱の児童生徒同士が互いの考えに触れて学び合う機会が少ない」という記述は事実と異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・ろう・病弱特別支援学校では、幼児児童生徒数が少なく、日々の学習が教職員とマンツーマンという状況もあることから、web会議システム等を活用した同世代の友だちとの学び合いが大切であると考えております。
<p>時代や社会の変化に対応した教育について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容を決める基準が時代や社会にあるという記載は問題。特に障がい児学校の児童・生徒は、一人ひとりの教育的ニーズの違いや幅が大きく、まずは一人ひとりの全面的発達を保障することが大切だと思う。教育内容を決める基準は、あくまで児童・生徒個人の発達の段階、発達課題であるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育内容は個々の教育的ニーズに応じて提供することが大切と考えております。その際、時代や社会の変化を的確に捉え、適切に対応した教育内容を考えて実施することは、幼児児童生徒の自立と社会参加の力の育成において重要であると考えます。

<p>家庭との連携について (P5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの程度は個々に違い、個性を生かし肯定感を上げる個別指導が必要。高等部は最後の学びの場。今後も家庭と学校が一貫した対応ができる協力体制を望む。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒の学びの充実には家庭との連携が大切です。ご意見の趣旨を踏まえ、「学びの改革」の今後の方向性に、個別の指導計画等の家庭との共有等について明記します。
<p>学習集団について (P6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障がい種別が多岐にわたりすべての専門性を備えることは困難。特性や対応が全く違う児童生徒をどのような学習集団とするか学年ごとに検討を重ねるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習集団の編制は、幼児児童生徒の教育的ニーズに寄り添ったものとなるように、各校と連携し検討してまいります。
<p>コロナ対応について (P6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨時休校中は生活リズムの乱れや心理的に不安定な子どもが多く、福祉事業所は狭いスペースで大勢の子どもを見ていた。今後の方向性に、子どもが学校に来られる最大限の対策と福祉との連携について記載するべき。 知的障がいのある子どもは、社会生活そのものが学びの本質であり、コミュニケーションや生活リズムなどはリモートでも学習機会を保障できる。臨時休校中、定時のコンタクトや励まし、挨拶等のリモートによる取組を提案したが、学校は「公平・平等・家庭の負担」などを理由にやろうとせず教材の提供などもなかった。感染症対策で多くの施設の水栓は非接触型になっており、低額で工事でも教員でできる程度なのになぜ変えないのか疑問。 この項目は《コロナ禍の対応について》となっているが、コロナウイルス以外の感染症も想定し、《感染症への対応について》にするとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大等によりやむを得ず登校できない場合でも、幼児児童生徒の学びを止めないように、各校と連携して「学びの継続計画」を実践するとともに、感染防止のための環境整備の充実に努めます。 「多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上」に記載のとおり、福祉との連携強化に努めてまいります。 ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
<p>自立活動について (P6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自立活動は学校生活全般の教育活動の中で実施しており、あえて特設することで受身的で訓練的な内容になることを危惧する。 県が「自立活動を日課に位置づける」と示すのは各校の教育課程編成権の侵害であり、各校の実情に合わせて必要に応じて設定できるようにするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 知的障がいのある児童生徒には、自立活動についても合わせた指導を行うことが高い指導効果を発揮する場合もあることから、文面を「日課に位置付けるなどして」に修正します。
<p>交流及び共同学習について (P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野県は以前から交流教育が盛んで双方の学び合いが深まる交流が求められているが、現状についての分析が必要。副次的な籍について取り組めていない市町村の原因を探り取組を積極的に働きかけてほしい。 卒業式や成人式を一緒にすることがインクルーシブと勘違いしている方がいるが、無理に交流することで傷つけられたりネガティブな印象を持っている子どももあり、副学籍校交流の内容をしっかりと検証し好事例を提供する必要がある。 「交流学習の進め方をサポートする体制の整備」の具体が不明。 	<ul style="list-style-type: none"> 副学籍校交流は年々広がっており、様々な好事例があることから、内容を分析し、効率的な実践方法や留意点などを整理して関係機関と共有します。

<p>交流及び共同学習について</p> <p>(前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・ろう学校の幼稚部の保護者や本人は地域の友だちとのつながりや地元での生活を大事にしている。同じ地域の同世代の仲間との将来にわたる関わりを育むため、幼稚部の子どもを対象とした副学籍のような制度が位置付くよう市町村へ働きかけてほしい。 ・特別支援学校の交流及び共同学習の予算は毎年減っているが、必要な予算をつけ積極的に交流及び共同学習を行えるようにするべき。 ・企業の社員教育の受入れ業務や教職員の地域行事への参加、シームレスな関係を築くための打ち合わせ等、これ以上の多忙化は時代に逆行する。人的保障が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・ろう学校の幼稚部の地元交流の充実に向け、各校と連携して検討してまいります。 ・交流及び共同学習の充実のために、必要な予算の確保に努めます。 ・学校業務の協業化、分業化、外部化、システム化による業務の削減等、学校における働き方改革を推進します。
<p>動画等の作成について</p> <p>(P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動画等の作成の推進は、「個の尊厳」「人権」「他の者との平等」「プライバシー」等に関わる問題を内包しており削除を求める。親の立場から学校や教育委員会、「もしかしたら雇用してくれる企業」、「お世話になる施設」に求められたら拒否はできない。高校生や大学生は就活の際に動画の作成は求められない。特別支援学校の生徒を商品化しているような印象を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の長所や必要な支援を企業や福祉施設等が正しく理解することは、生徒にとって有益なことと考えますが、ご指摘のとおり個人情報の扱いについては、プライバシーや人権への十分な配慮と注意が必要ですので、その旨を記載します。
<p>高等部の学習について</p> <p>(P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部卒業後の進路先として一般就労が強調されているが、企業等との連携が重視され高等部の豊かな学びが狭まらないよう、何をどう学ぶかの検討が必要。 ・技能検定では可能性を伸ばし自己肯定感を育てることは難しい。技能検定を充実する前に、生きる上で必要な力をつけるべき。 ・作業学習の作業種の開拓は大切。 ・作業学習は就労を目的に実施されるものではない。 ・企業が提供する作業学習が教育として有効な場合も考えられるが、生徒の発達を保障する教育としてふさわしいかを明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部生の進路学習については、一人ひとりが自分の進路について自己選択・自己決定できるよう、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学習を企業や福祉施設、教育機関等と連携して進めてまいります。
<p>高等部卒業後の学びについて</p> <p>(P7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会やインクルーシブを謳うのであれば、障害者権利条約 24 条 5 の「他の者との平等を基礎として一般的な高等教育を確保する」を踏まえ、高等教育の保障について記述するべき。高等部卒業後の専攻科・短大・大学や福祉と連携した「学びの作業所」等を充実させ教育年限の延長と充実を図り、職業訓練だけではない青年期の豊かな学びを保障すべき。福祉型の学びの場や大学附属の特別支援学校高等部専攻科の取組から、卒業生が「学びたい」というニーズをもっていることは明らかだが、県教委はその声を集めていない。県外の高等支援学校へ進学する生徒もおり、卒業後に就労に向けて学べる場を県内にも整備してほしい。専攻科や大学等への進学率が著しく低い現状が分かるように、高等部卒業後の進学状況等についても記載するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業後の学びの場作りについては、福祉型の学びの場の取組や文部科学省の「障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組」などについて、今後も幅広く情報収集に努めます。 ・また、「進路支援の充実」の中に、「生徒の能力や適性、希望を生かした進路実現に向けて、学校と企業、福祉機関、教育機関等との連携を強化します」と明記します。

<p>就労支援について (P 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労、A型、B型、生活介護、重度障がい者の受け入れ先は限界に達しつつあり、障がい者政策の範囲での受け入れは困難。インクルーシブ社会の構築のため、工場、農業、農産加工工場、林業、造園業、建設業等、一般企業に障がい者の雇用を創出するための企画提案や社会全体での障がい者に関する理解度を深める活動等を行う必要がある。労働雇用課や労働基準監督署などにおいて障がい者の雇用が創出できるように、欠格条項も含めて法整備を行う必要がある。 ・地域によって就労先の職種に格差があり減らして欲しい。 ・卒業後すぐの就労は継続が困難な事例も多く、職場定着率の課題を記載するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も学校及び労働・福祉等の関係機関と連携し、生徒の進路選択の幅や雇用の機会が広がるように取り組んでまいります。 ・就労支援については、進路指導主事を中心に生徒の特性等に合った職場とのマッチングや就労後の定着支援を行っており、1年後の職場定着率は毎年9割を超えておりますが、今後も課題等についての分析を行い就労支援の充実に活かしてまいります。
<p>共生社会を学び合う交流拠点について (P 8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校では、同窓会行事など様々な場面で交流や共同学習を行っているが、卒業後の生涯学習も含めて特別支援学校が地域で果たす「教育」の役割を考えたい。地域の方と交流し影響し合うつながりが共生社会の実現につながる。 ・共生関係を「学び合う」のは誰で「共生関係について学ぶ」中身は何かわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方が気軽に訪れ、一緒に学んだり物作りをしたりするなどして、相互理解や支え合いの心を育む交流活動を充実したいと考えております。 ・国が示している共生社会の定義をP 2に記載します。
<p>教職員の専門性について (P 9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ぜひ「今後の方向性」のような研修を重ねてほしい。 ・先生方には生徒の多様性に寄り添う力の向上のために、理論だけでなく、ワークショップやロールプレイングを通して学んでいただきたい。親の会等で聞く限り、担任の理解不足から不登校になった生徒が数名いる。保護者として、専門性の高い教師の養成を目指していただきたい。前年踏襲、使役的、チーフ以外が補助以上の動きをしないなどの現状を改善してほしい。 ・校長が特別支援教育の理念を理解しておらず現場が苦しむことがあり、管理職への特別支援教育に関する理解の浸透が必要。 ・教員は明日の社会を担う子どもを教育する立場にあり、子どもの教育や学校、教育体制の改善・進歩より自分の労働条件の改善や賃金アップを優先する方は教育者としての資質が問われる。 ・全県的な水準の確保のためには教員同士の実践交流が必要。夏休みに子どもの育ちや困難などを全校職員で共通理解したい。 ・進路指導主事に業務が集中しすぎ。複数の職員で進めないと継続性がなく卒業生の継続支援や事例の積み上げにも支障があり改善を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が勤務年数に応じた知識や技量の積み重ねや、希望する専門分野の力量向上が可能な研修体系を構築します。 ・これまでの教育実践で培ってきた特別支援学校の教員としての心構えや指導・支援の配慮点等についてまとめたガイドラインを基に、各校の研修会等で活用できる資料を作成します。 ・学校間において同じ校務分掌を担当している者同士等で情報交換できる機会作りに努めます。 ・学校全体の専門性向上について、各校の専門性サポートチームによる組織的な取組を推進します。

<p>教職員の専門性について (前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免許所持者＝専門性がある教員ではない。特別支援学校は「当分の間」一般免許状だけで教えることができ、認定講習受講の工夫や計画的な人材育成に加え、在学期限上限8年とした人事異動方針の削除を要望。 ・盲、ろう学校の幼稚部では幼稚園免許をもっている者が少なく人的配置が難しい。教職を目指す学生に幼稚園免許の取得をアナウンスしてはどうか。県内大学に視覚、聴覚障がいの教員養成課程がなく専門性を学ぶ機会がない。難聴の早期発見、早期教育、人工内耳や補聴器の進歩等、ろう教育の専門性はOJTによる研修を行っているが、職員の入れ替わりや早期支援支援員等が非常勤であることなどから、専門性の継承が困難。計画的な人材育成や早期支援員等の待遇改善などを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携して教職員が免許を取得しやすい状況を整えます。 ・盲・ろう学校等の専門性が確実に継承されるように、専門性の明確化と計画的な人材育成を図ります。
<p>教職員の配置について (P9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員数が国の基準で示された数より大幅に少ない状況について触れるべき。 ・特別支援学校の臨任率は小・中学校と比較して高く5.5人に1人が講師であり、正規採用を増やし適切な教職員配置とするため、小・中学校との異動を研修としている県の人事異動方針の検討が必要。 ・教科教育の専門教職員(体育科・音楽科・技術家庭科等)や、PT, OT, ST、臨床心理士、SSW、SCなどの専門職、学校図書館法で示されている学校司書、ろう学校への看護師の配置等を行うべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な採用などにより、教員定数乖離の解消や講師率の改善に今後とも取り組んでまいります。 ・外部の専門職の人材活用については、地域の医療や福祉の関係機関との連携を強化し拡充に努めます。
<p>専門家の活用について (P9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野における専門的な力を有する地域の人材やボランティアを活用するなど、スポーツや音楽等の一流の方を招いた授業はぜひ行ってほしいが、講師がお客さんとなりただの慰問にならないようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部の専門家の活用については、ねらいや支援を明確にし、幼児児童生徒の才能の発掘や興味関心の醸成等につながる学習となるよう取り組んでまいります。
<p>専門性サポートチーム (P10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・チームによる学級担任のサポートに期待している。例えば、担任からのアクションを待たずに、サポートチームが定期的に担任の支援を確認する仕組みがあると安心。 ・学校や地域の実態に応じて短期的・長期的な課題について取組の順序を示すか、それを示す組織作りを示してほしい。 ・ろう学校の重度重複障がいのある児童の指導の充実のため、指導・支援について自立活動担当教員が担任をサポートできる体制を作る必要がある。 ・適切なサポートを行うには、各学級に自立活動担当教員が配置され、担任と子どもをまるごと捉え、保護者と連携しながら、自立活動的な視点でアプローチできるようにすべき。 ・保護者に対し、担任以外に相談できる場所を周知したり、保護者同士で話ができる仕組み(親の会などで聞いた話を保護者同士で伝え合える場所)を整えてほしい。 ・サポートチームの役割が多岐にわたり、過重・過密労働、超過勤務にならないよう自立活動教員を増員するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の専門性向上を担う要として、「専門性サポートチーム」の機能を強化し、指導・支援の充実に取り組みます。 ・チームは自立活動担当教員を中心に専門性の高いメンバーで構成し、幼児児童生徒の自立活動や担任への助言、保護者の相談対応、校内外の各種研修会の運営等を担います。

<p>特別支援学校のセンター的機能について (P10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校が福祉関係者と連携して家庭支援のできる地域の福祉、療育、教育等のセンターとなつてほしい。 ・特別支援学校が各市町村の子ども福祉課などと連携して就学前の障がい児の保護者と情報交換ができるシステムを作つてほしい。 ・小中学校の発達障がいのある児童生徒に対し、特別支援学校の専門性が活かされるよう「学びの改革」を推進してほしい。 ・通常校で支援を求めている軽度難聴等の対応の仕方について関係者へ対応する教育環境や人材の方向性を示してほしい。 ・オンライン教育相談は対面と併せてより効率的な活用を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校のセンター的機能については、各校の専門性サポートチームが、教育相談、巡回訪問、就学支援、卒後支援等を組織で対応します。
<p>身近な地域での学びの充実について (P11)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中信再編は松本市内の障がい児の通学負担軽減となっている。 ・寿養護学校と松本養護学校との学区の見直しは副学籍や地元校との交流の上でも有効。 ・小中学校の管理職や普通学級の担任がアセスメントするスキルを身に付けることがインクルーシブ教育の根幹であり、様々な「合理的配慮」を適切に提供していく必要がある。 ・市町村立の学校には、特別支援教育の深い知識がある者を連携チームに加えるべき。 ・特別支援学級の定員を引き下げ、比較的重度の障がいのある子どもたちも安心して小中学校で学べる状況を整えるべき。 ・地域の支援者から見て、近くに専門的な学びの場があり支援者が輪のように関わっていることは大事だと感じる。 ・分教室、市町村立、副学籍他との関わりについて地元自治体任せでなく、福祉との連携も含めて県の自治体への支援方針も明確にすべき。 ・地域のセンター的な役割を果たし地域と密着した須坂支援学校のスタイルが理想的。この取組は特別支援学校の過密・過大を解消し、より身近な地域で専門的な教育を保障できる。市町村立特別支援学校の設置場所について関係自治体と協議していく旨の記述が必要。特別支援学校の地域化・小規模分散化を進め、できるだけ家から近い場所で、専門性の高い教育を受けられるよう、人口5万人規模の地域に小中学校と併置した特別支援学校の設置を目指して積極的に検討するとよい。 ・通学範囲が広域な学校では、スクールバスに乗れない生徒の保護者負担が大きく、県独自の対策が必要。義務教育期間に送迎のために親が仕事ができない状況は改善してほしい。 ・寄宿舎は通学保障と考えず、通学保障は通学方法の保障を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援の必要な幼児児童生徒が身近な地域で教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、特別支援学校のセンター的機能を活用し、小中学校等の特別支援教育に係わる対応力の向上を支援します。 ・特別な支援の必要な幼児児童生徒が身近な地域で教育的ニーズに応じた専門的な教育が受けられるように、分教室やサテライト教室等の設置を推進します。 ・スクールバスについては、令和2年度より基本的に希望者は全員乗車できるように体制を整えており、今後も学校と連携して対応してまいります。

<p>分教室について (P12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学部の分教室の設置は遠距離通学の負担軽減となっている。遠方に行かず地元で子どもたちを育てる趣旨に賛同。 ・地域の小中学校内に設置する場合、支援学級との選択に迷う保護者が多い。どう違うのか何が違うのか明確にする必要がある。 ・高校の分教室の養護教諭の対応を設置校の高校側に協力してもらい、特別支援学校同士で行っているような体制を整えてほしい。 ・長野養護学校高等部すざか分教室は併設校がなく厳しい状況。 ・高等部の分教室は進学等についての検討をすべき。 ・分教室への合格はハードルが高いのが現状。 ・分教室は、人の配置、教室、施設、整備などが不十分。障がいや疾患を持つ子どもが、健康管理の責任の所在が曖昧な中、医ケアも含め生活していることに、養護教諭として不安や疑問を感じる。保護者も同様だと思う。 ・分教室の運営は個々の教員の力量に依存する度合いが強く、児童生徒が安定的に一定水準の教育を受けられる保障がない。 ・障がいの重い子ほど分教室を利用できない。 ・分教室を分校とすることにより課題を解決すべき。 ・分教室と分校の違いは保護者に丁寧な説明が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい遠距離通学の解消のために、市町村と連携して地元の学校の空き教室等への小中学部分教室の設置を推進します。 ・高等部の分教室については、生徒の適性や希望に応じた職業教育の充実に向けて、分教室のない地域への設置を検討します。 ・分教室における課題については、市町村教育委員会や設置校等と連携し対応してまいります。
<p>サテライト教室について (P13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症による休校や移動が制限される状況の対策に大変有効であり、サテライト教室の設置や今後の取組に大いに期待。 ・地域に1校しかない特別支援学校は、多様な障がいの子どもの通学を認めるべきであり、これまでの各校の受入れの工夫を大事にするべき。 ・「サテライト教室」の設置については専門の教員の配置が不可欠であるとともに、対象児童生徒の教育課程上の位置づけや担当教員の保有教員免許状について明確にし、導入前に各校の担当者への説明、ヒアリング、協議、検討の場を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライト教室の設置については、各学校と連携し、円滑に導入できるよう検討してまいります。
<p>教育環境の整備について (P15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の増加に伴う一時的な対応教室が445あり早急な整備が必要。人数に合った体育館、音楽室、美術室、自立活動室、理科室、調理室、図書館、クールダウンスペース、プール、教育相談室、倉庫等の整備と教材教具の配置、教室に転用した作業室やプレイルームの整備について記載すべき。 ・校庭等にプレハブ校舎が増築されたまま校内が複雑で校庭使用に支障がある等、小中学校ではあり得ない劣悪な状態の早急な改善が必要。 ・広くて介助がし易く明るくて清潔なトイレの整備や段差をなくすなどのバリアフリー化、感染対策の非接触型水栓の整備など、安全・安心に配慮した整備が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本方針(案)に基づき、幼児児童生徒の学びの充実のため、可能性の伸びる学びを支える必要な教室や多様な教育的ニーズに対応できる空間の整備、幼児児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備等に努めます。 ・整備にあたっては、国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視しつつ、本方針(案)に沿って、必要性の高い学校から個別の整備計画を策定し順次進めてまいります。

<p>教育環境の整備について (前ページの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保しつつ地域に開かれた環境であってほしい。 ・松本ろう学校の施設環境を長野ろう学校に近づけてほしい。 ・肢体不自由特別支援学校を視察して児童生徒・保護者・教職員の声を聞き、病院併設でなく寄宿舎を設置する等の方向を本方針(案)に記載してほしい。 ・若槻養護学校は古くて不具合があり、小・中学部の子どもは別の場所に移ると不安を招きやすいため現地改築してほしい。 ・スクールバスは目や皮膚が弱い生徒のために遮光窓とすべき。とげが刺さったりねじがとれたりする古い机とせず、老朽化した大型遊具等を放置せず対応すべき。 ・法を遵守した特別支援学校の学級編制を行い、学級定員等(少人数化)の見直しを行うことを明記してほしい。 ・特別支援学校の過密化は、医療の発達と特別支援教室の不足、障がいの程度に応じた高等学校がないことが原因であり、障がいに応じた高等学校や障がい者の職業訓練校の設置と特別支援学校の設置基準を設けるべき。 ・文部科学省の学校施設実態調査によると本県特別支援学校の必要面積に対する充足率は48%と狭い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進み、緊急的な修繕や学校環境の改善が必要な箇所については、学校と連携し計画的な対応に努めます。
<p>ICT機器整備について (P16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての児童生徒に一人一台の端末を配備してほしい。 ・全校がZOOMでつながれる学校とPTA文書もメールでやり取りできない学校があるなど、ICT環境は学校間の格差がある。 ・必要な研修が多く3年程度の在職では教員の負担感が大きい。 ・リモートのみでのコミュニケーションは困難を要する児童が多いため機器類使用に関する児童生徒の使用の熟知が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境については、1人1台端末の整備や教職員の専門性向上等、すべての幼児児童生徒の学びの充実につながる環境整備に努めます。
<p>多様性を包む学校について (P17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・性的マイノリティの児童生徒に配慮したトイレや着替えなどの設備を整える必要がある。「性的マイノリティの児童生徒も安心して通える環境を整える」という言葉があると、言えずに悩んでいる児童生徒や保護者は安心する。 ・バリアフリーとユニバーサルデザイン、どちらが相応しい文言か検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、「安全・安心で快適な教育環境」の中に、「多目的トイレ等、多様な幼児児童生徒の活動を優しく包み込むユニバーサルデザイン化」と記載します。
<p>災害時の対応について (P20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に障がいのある児童生徒が一般の避難所に行きづらいという声があるが、特別支援学校の多くは福祉避難所に指定されていない。慣れ親しんだ学校に安心して避難ができるよう、福祉避難所の指定を進めてほしい。 ・障がい児の命と生活を守るために県・市町村並びに福祉関係者、学校、保護者が協働で災害時を想定した子どもたちの「個別の支援計画」の作成を進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の整備にあたっては、災害時の福祉避難所等として利用されることを考慮し検討します。 ・大規模災害が発生したときに、地元の自治体等と連携して児童生徒の安全を確保できるように、県と市町村、学校、福祉関係者等との連携の強化に努めます。

<p>社会教育への活用について (P20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、校庭はじめ、学校の施設・設備は、地域との交流、卒業生ばかりでなく地域の障がい者を含めた社会教育、様々な文化活動、スポーツ、レクリエーションの場などとして活用することも重要な課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の公共施設との連携や機能の分担、協働等について検討します。
<p>児童生徒数の推移について (P23)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等部の割合が多いと思われるが、このグラフでは小・中・高等部別の割合がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨を踏まえ、中学部から高等部に上がる際に生徒数が大きく増加していることが伝わるように、「中学部から高等部へ進学する際には大きく上昇」と明記します。
<p>特別支援学校の設置等について (P24)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿命化（80年間）は今後の新設校にしてほしい。 ・ 老朽化が進む若槻、松本養護学校は全面改築を望む。 ・ いつどの学校から整備が進むのかの記述を求める。 ・ 他県では新設の計画が数十校あり、長野県では50年後に128人の児童・生徒増を見込んでいる中、学校の適正規模を示し、過大・過密の解消のための新設や分校設置などの方向を示すべき。 ・ 牛伏寺断層上の寿台養護学校や千曲川氾濫警戒区域内の上田養護学校など、大災害に巻き込まれる前に移転することが課題。ファシリティープランに沿った県の空き資産の再利用が重視されているが、インクルーシブ社会構築の意味からも、障がい者のニーズに合わせ通学の利便性のよい市中の高い場所への移転や小中学校との併設を求める。 ・ 学校新設に向け県と市町村が密接に協働することは、施設・設備、専門的人材集約等の面で両者の財政面にもメリットがあると考え。市町村への働きかけと共に県立設置を検討。 ・ 早期発見・早期療育のため、養護学校の幼稚部設置が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備にあたっては、国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視しつつ、本方針(案)に沿って、必要性の高い学校から個別の整備計画を策定して順次進めてまいります。 ・ 老朽化が進み、緊急的な修繕や学校環境の改善が必要な箇所については、学校と連携し計画的な対応に努めます。
<p>校名変更について (P25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校名変更は、本方針(案)の方向で議論を始めてほしい。〇〇養護学校を〇〇特別支援学校に変更することは、特別支援教育の専門性を求められる教職員の意識改革につながる。〇〇学園等になれば、社会の意識変革を生み「共生社会」のきっかけとなる。養護学校への進学を検討する際、本人・保護者は希望しても祖父母が大反対というケースがあり、校名変更でその壁がなくなる可能性がありぜひ推進してほしい。 ・ どの学校も校名には誇りがあり、「特別支援学校」で統一ではなく議論を尽くしてほしい。 ・ 長野ろう学校同窓会役員一同は、「長野ろう学校」の校名を残すこと存続させることを求める。長い歴史と伝統のある「長野ろう学校」という校名に親しみ、また誇りとする同窓会員が多く、全国のろう学校の多くはろう学校として校名を残しており、ろう者のアイデンティティでもあるので存続の気持ちが強い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見いただいた内容については、校名変更の検討を行う際の参考とさせていただきます。

<p>寄宿舎の効果について (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舎は知的障がいのある生徒の生活部分の学習、体験の場として理想的である。家庭生活の姿を保護者と共有し、保護者が求める生活上の必要な指導・支援ができる寄宿舎の存在は大きく、将来の生きていく力につながる。異年齢の中で学ぶ社会性や人との関わりについても学べる。 ・教室職員と連携し研修も充実する中、指導員の意識は高まっており、よりよい寄宿舎生活の支援ができています。 ・寄宿舎は教育機関の中にあり、学・舎・家庭の連携が大切。 ・県として寄宿舎の取組を応援していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も、寄宿舎において舎生一人ひとりの自立と社会参加につながる成長を育む取組に努めます。
<p>寄宿舎での育ちについて (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣という言葉には、食事準備や洗濯などは含まれていないように受け取れるが、寄宿舎指導では、生活スキルの向上(洗濯、調理、掃除等)も大切にしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ「生活スキル」を明記します。
<p>寄宿舎のあり方検討について (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入舎理由が多様化し家庭支援を福祉とどう役割分担するか検討が必要。 ・検討には寄宿舎をよく知る有識者を加え、少なくとも15校の保護者や現場職員の声を聞いてほしい。また、盲・ろう学校の舎生や舎生OBの声も聞いてほしい。 ・入舎基準や一部屋の人数などの基本部分の全県統一は必要かもしれないという声がある。 ・入舎基準等の基本部分とはどこまでなのか、施設や状況、職員数、地域の実情などが学校ごとに異なる中、統一により不都合が生じることを不安視する声がある。入舎希望者の実態はその年ごとに変わる(1対1対応の必要な子どもの希望者数など)が、基準があることで安全・安心な環境での受け入れが難しくなる状況は避けたい。 ・各校の入舎基準の違いは、各校の実情の違いによることを明記しないと各校が好き勝手にやっているマイナスイメージになる。 ・入舎希望を増やす取組を現場で行っていききたい。 ・寄宿舎の個別の指導計画の様式統一の検討をしてほしい。 ・卒業後の生活を見据えて福祉サービスを併用している生徒が多いが、全泊を前提としなければ利用率は上がり良さを体験できる生徒が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎生の自立と社会参加に向けて、今後の寄宿舎のあり方について、学校現場や保護者、福祉機関、有識者等の意見を聞きながら検討します。
<p>寄宿舎指導員について (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりが自覚して研修等に取り組み、県全体として専門性を向上させるために研修体系の構築は必要。指導員が自分たちで考えてきた学び合いの取組を大切に、実情や希望に沿った様々な場での研修を行い知見を広げたい。 ・寄宿舎指導員の専門性を高めるため、高卒資格ではなく、特別支援教育や生活指導等にかかわる基礎的な力量を応募資格として求めてほしい。 ・専門的な力量のある指導員が必要数配置されるよう、法 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携し、舎生一人ひとりの自立と社会参加を支える指導・支援の充実に向けて、専門性の向上に努めます。

<p>寄 宿 舎 指 導 員 に つ い て (前ページの続き)</p>	<p>に則った定数確保と加配を検討してほしい。災害時の避難すら困難な職員配置と伺っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室職員は単一障がいと重複障がいで職員配置人数が異なるが、寄宿舍にも同様の制度が必要であり、舎生の実態（重度重複・飛び出し・1対1対応が必要等）と照らし合わせた職員配置をお願いしたい。 ・家庭支援の入舎が増えると指導員の負担が大幅に増える懸念がある。 	
<p>寄 宿 舎 生 の 減 少 に つ い て (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入舎率について、全幼児児童生徒を入舎対象としていない（分教室等）のに、総数で計算した数値を訂正してほしい。希望者のうちどの程度入舎できているのかを表記した方が実情に合った数字になる。「利用者が10人程度の寄宿舍」の記述は、該当校の児童生徒数や寄宿舍の規模等が書かれていないため、「利用者はほとんどいない＝必要ない」というイメージに結び付いてしまうが、これは、小規模寄宿舍の統合の必要性を意味する表記なのか。この記述では寄宿舍教育へのニーズが薄れている印象をうけるが、入舎を希望されても断わるケース(今年度は全県で30名、昨年度は38名)もあり、希望がないわけではない。 <p>【考えられる減少理由】</p> <p>生活空間の保障から1部屋の人数を少なくした職員を減らされたため舎生を減らした 施設設備の面で対応できないため減らした(アレルギー食等) 古い建物のため本人・保護者が入舎を控えている 高等部優先で小中学部は希望できない 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートなどを行い減少理由を研究してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・舎生の減少理由については、各校と連携しながら分析を行います。
<p>寄 宿 舎 の 環 境 整 備 に つ い て (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化で立て付けが悪く修理しても根本的に解決できない等、環境が整っていない寄宿舍が多い中、バリアフリー化や個室の整備、感染症対策、卒後の自立の力をつけるための一人暮らし体験ができる家電等、心地よく生活でき、より多くの希望者が入舎できる施設設備を進めるべき。 ・松本養護学校の寄宿舍環境は劣悪で、県議会議員訪問時も早急の改善が要望されており、障害者権利条約を批准した国家の教育として劣悪な環境を即刻改善するべきであり、大規模改修を待たずに改築すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍の整備にあたっては、バリアフリー等の安全性の確保と生活習慣の確立等のため、一般に普及している生活様式に対応した環境整備を進めます。 ・松本養護学校の寄宿舍の整備については、可能な限り早急に対応できるよう取り組みます。
<p>寄 宿 舎 (複 数 の 特 別 支 援 学 校) に つ い て (P27)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状を丁寧に把握し、課題を整理して慎重に進めるべき。寿台養護学校の生徒が入舎している松本ろう学校の寄宿舍は、職員が互いの参観等を行っているが、同じ敷地内にないため連絡、相談、連携のしにくさや情報共有すべき内容の判断の難しさ等、「学・舎連携」の難しさやもどかしさを感じる。また、校長、教頭、舎務主任等多くの方の協力で成り立っており、特に養護教諭は、普段の子どもの様子を知らない中、言葉で不調を訴えることが苦手な舎生の対応が求められており大変さを感じる。ろ 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の特別支援学校の児童生徒が利用できる寄宿舍については、様々な観点からその効果や課題を整理し研究します。 ・ご意見をいただいた内容については、研究を進めていく際の参考とさせていただきます。

<p>寄 宿 舎 (複数の特別支援学校)について (前ページの続き)</p>	<p>う学校の舎生には、聴覚障がいの専門性が求められており、知的障がいの寄宿舍経験しかない指導員は専門性を高めていくことが難しい様子。担当職員は舎生の在籍校の指導員がよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の学校の児童生徒が利用する大きな施設は今の世の中と逆行するし、コンパクトな寄宿舍は入舎できる人数が限られ必要な時期に入舎できない。仮に木曾養、松本養、寿台養が一つの寄宿舍となった場合、学校から寄宿舍に帰ってくる時間がずれグループ活動の確保が困難。 ・寄宿舍のある学校は、昼間の教育と連携し 24 時間教育ができ職員がすぐに連絡しあえて一緒に研修・会議等も可能。 ・他校に寄宿舍があると保護者にとっても負担が大きい。 ・多様性を包み込むことについて、障がいを持っている人同士だけの交流で考えないでほしい。 ・複数の障がい種という点では稲荷山養護学校の方が先に始まっている。 	
<p>関連資料について (P29)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・18校の概要に設立当初の想定人数の記述を求める。 ・文部科学省学校施設実態調査の学校ごとの必要面積等の数値の記述を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開校当時の想定人数については、その後の増築や再編整備、分教室の設置など、当時と状況が大きく異なっているため掲載はしておりません。 ・現在、国において特別支援学校の設置基準の検討がなされていることから、その動向を注視したいと考えます。
<p>医療的ケアへの対応について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校や市町村立等の学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒の教育保障が不十分。保護者付き添いや移動手段の確保、必要な学校看護師の配置、ペースト食等に対応した給食提供等の課題に対し「合理的配慮に欠ける状況」と認識して改善に取り組むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県医療的ケア運営協議会の検討等に基づき、医療的ケアの必要な児童生徒の教育機会の拡大に努めます。
<p>盲ろう学校幼の表記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう学校と盲学校には幼稚部があるが多くの県民や教職員が知らないため、本方針には、「小・中・高等部」ではなく「幼稚部」や「幼児」を入れてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
<p>病弱教育について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県立こども病院の保育・療育・教育機能を充実させるために、現在の院内学級を、幼稚部を併設した県立特別支援学校とすることを明記してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病弱特別支援学校のセンター的機能を活用した院内学級への支援に努めてまいります。
<p>幼教室人数について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・身体発達や物事の理解、言語の育ちがゆっくりな盲・ろう学校の幼稚部では、個別の対応が重要なため1教室の人数を現在の8名より少なくしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた学習グループの編制に努めてまいります。

<p>方針策定の進め方について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の願いを反映するため方針策定の再考を願う。「専門家委員会」や回数及び協議時間が不十分な連携協議会の検討（素案提示が11月下旬で、その後の開催が1回）では、教職員や県民への周知が不十分。高校入試制度の検討は本案の審議より慎重。本方針(案)は行政や学校の都合が前面に出された計画になっている。これからの長野県の特別支援学校のあり方に大きな影響を与える案であるため、障害者権利条約の基本理念「私たちの事を私たち抜きで決めないで」「当事者や家族の思いを計画の策定段階から尊重」を踏まえ、子どもや保護者を真ん中においた議論を巻き起こし、みんなで検討すべき。新型コロナのため先行きが不透明なこの時期に拙速に決める内容でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 本方針(案)の策定は、第2次長野県特別支援教育推進計画を踏まえ、平成30年度より協議を進めてまいりました。保護者、教職員、企業・福祉・医療関係者等で組織した特別支援教育連携協議会(5回)や有識者による専門家委員会(8回)、校長会等の検討を経てパブリックコメントを実施したところです。連携協議会やパブコメ等の資料は、その都度各校と共有してまいりました。老朽化が進み早急な対応が必要な学校がある中、可能な限りスピーディーかつ丁寧に検討を進めてきたと考えております。
<p>リモート授業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 養護学校でのWi-Fiの必要性和他県の対応状況の明記を求める。リモート授業に関する聞き取り調査の結果と課題を教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大等によりやむを得ず登校できない場合でも、児童生徒の学びを止めないように、調査結果を基に対応してまいります。
<p>修繕について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 修繕・改修に関する計画的対応の実施内容と、2、3倍の予算額について明記を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校と連携し、緊急性の高い修繕箇所から計画的に修繕・改修を実施しております。
<p>設置基準について</p>	<ul style="list-style-type: none"> なぜ、特別支援学校の設置基準がなかったのか明文化を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は設置基準を作成していなかった理由を示しておりません。
<p>老朽化と狭隘化の要因について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の老朽化と狭隘化の課題を共有するため以下の記述を要望する。 戦後：教育権の保障（教育基本法などの法整備） 盲ろう教育：義務制施行(1年遅れ・学年進行) 養護学校：就学免除猶予規定有（福祉施設等が受け皿） 1979年：養護学校義務制開始 保護者運動の高まり 高等部希望者全入、卒業後の働く場づくり、 放課後・長期休業中のサービスの保障 医療的ケアの必要な子どもの教育権の充実 等 90年代：特別な支援の必要な児童生徒数増加 1993年約17万人 ⇒ 2006年約25万人 通常学級の発達障がい約93万人 2000年代：長野県高等部訪問教育年齢制限撤廃 (過年度生の受入) 2007年：特別支援教育制度スタート 2009年：長野地区特別支援学校再編整備計画実施 2015年：中信地区特別支援学校再編整備計画実施 現在：児童生徒数増加（深刻な学校不足、教室不足） 今後：50年間高止まり状態継続の見込み (2,000名を越える数で推移) 検討課題：学校規模の縮小・分散化した養護学校建設 2021年度：小学校35人学級 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見としてお伺いしました。

<p>学びの場について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室の設置が不十分である状況にも関わらず、「適切な学びの場ガイドライン」などにより、特別支援学級の利用が週8時間以下である場合は、強く退級を迫られる事例が報告されている。学びの場の見直しは大切だが、通級指導教室の有無やその子の状態によって検討されるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「適切な学びの場ガイドライン」は、児童生徒が適切な学びの場で適切な支援が受けられるように作成しました。今後は、本ガイドラインの趣旨を関係者と共有するよう各種研修会等を実施してまいります。
<p>コーディネーターの専任化等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の特別支援教育充実のキーパーソンである特別支援教育コーディネーターを専任として配置すべき。発達障がいのある児童生徒にゆきとどいた教育を進めるためには、学級規模の縮小が必要であり、今後中学校・高等学校での30人規模学級の実現を国に要求していくとする記述を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーターの専任化については、今後も国に対し要望してまいります。
<p>通級指導教室設置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> LD等通級指導教室の設置が進んでいるが全国的に見て遅れており、言語障がい通級指導教室は必要とする方がいるにも関わらずよくわからない基準で設置され不公平感があるなど、計画的に設置するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 通級指導教室の設置については、実態を丁寧に把握し、全県のバランスを見ながら必要な教室数の整備に努めます。
<p>特別支援学級の設置について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の法律と異なり長野県は特別支援学級の開設基準を独自に「3名揃えば開設する」と設定しているため、小中学校の肢体不自由児や病弱児、難聴児、弱視児の特別支援学級設置率が全国最低水準の状態となっている。早急に改善し、障がい種に応じた専門性の高い教育の提供を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会では、友と共に学ぶことを大事に考え、特別支援学級については1学級3名以上、8名以下を原則としておりますが、各学校の状況によって、弾力的に運用しております。
<p>発達障がいについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある子どもについて、専門の高校や分校、高等養護学校等を設置している県がある中、長野県の考え方を明確に示してほしい。発達障がいのある子どもが二次障がいに陥り、知的障がいの学校に入学してさらに不適応を起こしているケースが多い。今後も一定数発達障がいのある子どもを知的障がい特別支援学校へ入学させて分けて教育するのであれば、知的障がいのある子どもの教育の場が奪われる。養護学校の指導をしていた教員が、地域の小中学校で発達障がいのある子どもに適切な対応ができるとは思えない。高等部については、知的障がいだけでなく発達障がいに対応した学校も新設し、広く学びの機会を作してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障がいのある児童生徒への対応については、第2次長野県特別支援教育推進計画に沿って、小中学校等の特別支援教育に関する対応力の向上を図り、多様性を包み込む学級づくりに努めます。
<p>音楽鑑賞会について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 長野市の小学校では音楽鑑賞教室が無くなり、ろう学校の児童も参加できなくなってしまった。子どもたちが本物に触れ、実際に体験することが興味関心に繋がるが、この状況は基本方針に反しており再度予算等の検討を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒が一流の専門家に学ぶ機会が拡充するよう努めます。
<p>教育権について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本の教育全体を覆う子どもの発達を阻害するほどの「学力テスト」体制に象徴される「過度に競争的な教育」のあり方を見直すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見としてお伺いしました。
<p>表記について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学級編「成」は、学級編「制」の間違い。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見を踏まえ、修正します。

「長野県特別支援学校整備基本方針(案)」の概要

特別支援教育課

これからの特別支援学校の学びのあり方と環境整備についての基本的な考え方

1 基本理念

(1) 特別支援教育の進め方

本人・保護者の意向を最大限尊重した適切な学びの場で、個々のニーズに応じた教育の提供とインクルーシブな教育の推進

(2) 特別支援学校で実現すべき学びの姿

○ 児童生徒の可能性が最大限伸びる学び

今日に満足し明日を楽しみに待つ学校生活、満足感と成就感、長所の伸長 等

○ 共生社会の実現に向けた協働の学び

同じ地域の同世代の仲間との日常的な交流、地域や企業の方等との学び合い 等



2 学びの改革

(1) 特別支援学校における学びの充実

① 可能性が最大限伸びる学び

- 時代や社会の変化に対応した教育課程の編成
- ニーズに応じた効果的な個別・小集団学習の導入
- ICT 機器や Wi-Fi 環境を活用した授業 等

② 共生社会の実現に向けた協働の学び

- 副学籍制度を活用した交流学习等の推進
- 企業や福祉施設等と連携した進路支援 等

③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上

- 勤務年数や希望分野に応じた研修体系の構築
- 各校に「専門性サポートチーム」を組織 等



(2) 身近な地域での学びの充実

① 小・中学校等における特別支援教育の充実

- 小・中学校の特別支援教育に関する対応力向上
- 特別支援学校のセンター的機能の強化

② 分教室の設置推進

- 遠距離通学負担解消等のため地元の学校の空き教室を活用した小・中学部分教室の設置推進 等

③ サテライト教室の設置推進

- 知的障がい特別支援学校への盲学校等のサテライト教室の設置推進

④ 市町村立特別支援学校の設立推進



3 学びの改革を支える環境整備

(1) 教育環境の改善

① 可能性が最大限伸びる学びを支える教育環境

- 児童生徒数に応じた必要な教室数の確保
- 多様な教育的ニーズに対応できる教室等の整備 等

② 協働の学びを支える教育環境

- フレキシブルな活用が可能な作業室の整備
- 小・中学校等や地域の方々と日常的な交流や共同学習等が可能な交流ゾーンの整備 等

③ 安全・安心で快適な教育環境

- 多様な児童生徒等を包み込むユニバーサルデザイン化
- クールダウンスペースや談話室等の整備 等



(2) 施設整備の考え方

① 長寿命化・改築の考え方

- ファシリティマネジメント計画を踏まえた利活用

② 整備の進め方

- 建築年数や学びの環境としての適性を考慮し、必要性の高い学校から順次整備
- 国の「特別支援学校設置基準」策定の動向を注視

③ 施設整備の配慮点

- ゼロカーボン化の推進
- 地域の公共施設等との連携や機能の分担
- 災害時の避難施設としての活用等の対応



4 特別支援学校の配置

(1) 知的障がい特別支援学校は各圏域に最低 1 校配置

(2) 盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、東北信と中南信に各 1 校配置



5 その他

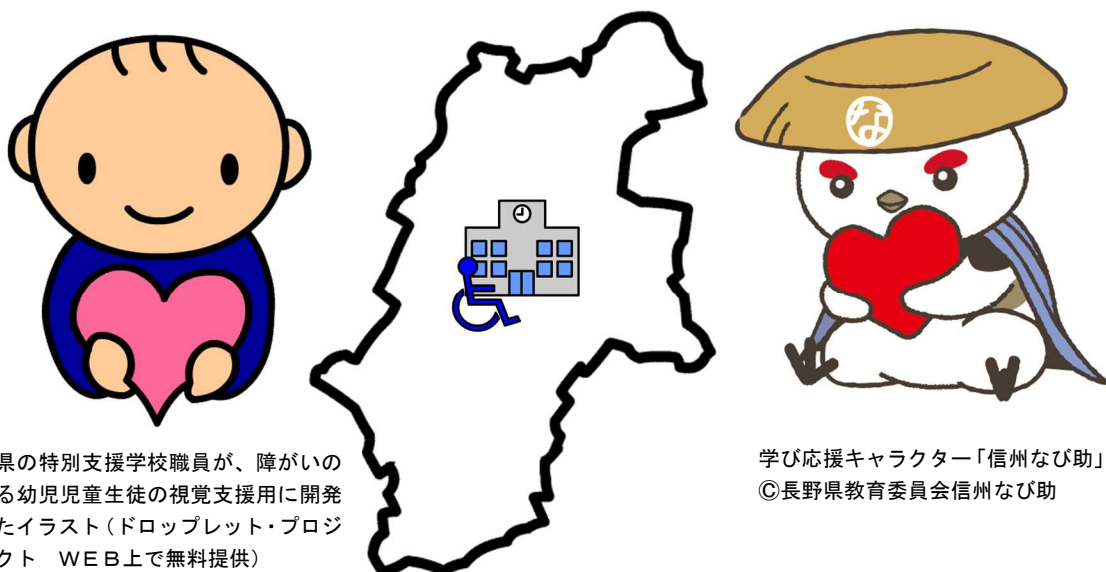
(1) 校名 「養護学校」は変更を視野に検討

「盲・ろう学校」は変更の是非を含めて検討

(2) 寄宿舍 「通学保障」「家庭支援」「社会的自立」を支えるための機能向上とあり方検討



長野県特別支援学校整備基本方針(案)



本県の特別支援学校職員が、障がいのある幼児児童生徒の視覚支援用に開発したイラスト(ドロップレット・プロジェクト WEB上で無料提供)

学び応援キャラクター「信州なび助」
©長野県教育委員会信州なび助

2021年(令和3年)3月

長野県教育委員会

目次

はじめに	1
1 基本理念	2
(1) 特別支援教育の進め方	2
(2) 特別支援学校において実現すべき学びの姿	3
2 学びの改革	4
(1) 特別支援学校における学びの充実	4
① 可能性が最大限伸びる学び	4
② 共生社会の実現に向けた協働の学び	6
③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上	8
(2) 身近な地域での学びの充実	11
① 小・中学校等における特別支援教育の充実	11
② 分教室の設置	11
③ 知的障がい特別支援学校へのサテライト教室の設置	13
④ 市町村立特別支援学校の設立	13
3 学びの改革を支える環境整備等の考え方	15
(1) 教育環境の改善	15
① 可能性が最大限伸びる学びを支える教育環境	15
② 共生社会の実現に向けた協働の学びを支える教育環境	16
③ 幼児児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境	17
(2) 施設整備の考え方	19
① 長寿命化・改築の考え方	19
② 整備の進め方	20
③ 施設整備の配慮点	20
4 特別支援学校の配置	22
5 その他	25
(1) 校名の考え方	25
(2) 寄宿舎の考え方	26
(3) 関連する計画	28
参考資料	29
検討経過	34

はじめに

長野県教育委員会では、本県が目指すべき特別支援教育の基本方向を示した「第2次長野県特別支援教育推進計画(平成30年3月)」を策定し、その中で特別支援学校における教育の充実に向けた推進の方向を以下のように示しています。

- ・ 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備
- ・ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化
- ・ 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実
- ・ インクルーシブな教育を支えるセンター的機能

本県の特別支援学校は、施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭隘化が課題となっており、これまで校舎の増築や特別教室の転用等で対応してきましたが、充実した学びを提供するため、教育環境の抜本的改善が必要な時期を迎えています。

本県の特別支援学校における教育は、これまで興味関心に根差した幼児児童生徒主体の教育を実現することを目指して実践を積み重ねてきました。

特に知的障がいのある児童生徒には「各教科等を合わせた指導」の形態である生活単元学習※1などを中心とした教育課程を編成し、児童生徒自らが積極的に活動する中でよりよく生活するための力を育成しており、こうした教育活動については確実に継承していく必要があります。

また、重複障がいと単一障がいの幼児児童生徒が同じ教室で一緒に学ぶことを通して多様性を認め共に育つことを大切に考え、集団学習を中心とした授業等を行ってきましたが、障がいの多様化、重度・重複化が進む中、集団学習の充実に加えて、より個々の教育的ニーズに適切に応える個別・小集団の学習の充実が求められています。

このような状況を踏まえ、本県の特別支援学校における学びの改革を推進するため、これからの特別支援学校の学びのあり方と、これを支える環境整備についての基本的な考え方を本方針に示します。

今後は、この方針に基づいて、特別支援学校の学びの改革を進めるとともに、必要に応じて個別の学校の整備計画を策定してまいります。

※1 生活のテーマに沿って主体的・实际的・体験的な活動を集団で繰り返し、複数の教科の力や生活する力を伸ばす学習形態例) 小学部高学年 単元名「お祭り広場で遊ぼう」 ← 集団の共通テーマ
学習活動の例(教科の要素): お神輿作り(図工等) 太鼓演奏(音楽等) 屋台(算数等) 獅子舞(体育等)等

1 基本理念

これからの変化の激しい社会の中で、特別な支援を必要とするすべての幼児児童生徒の持てる力を最大限伸ばす質の高い教育に加えて、共生社会の形成に向け、障がいのある幼児児童生徒とない幼児児童生徒が共に学ぶ中で多様性を認め多様な他者とつながる力を伸ばす教育が求められています。※2

これらを踏まえ、本県の特別支援教育の進め方と特別支援学校において実現すべき学びを以下のとおり考えます。

(1) 特別支援教育の進め方

特別な支援を必要とする幼児児童生徒には、本人・保護者の意向を最大限尊重した適切な学びの場で、個々のニーズに最も的確に応じた教育を提供するとともに、共に学び合うインクルーシブな教育を推進する。

- 市町村立等の学校等においては、その設置者と連携して、特別支援教育に関する理解の浸透、専門性の高い教員の育成、合理的配慮の提供、施設のバリアフリー化等により、個々のニーズに応じた教育を提供するとともに、同じ学校の仲間と共に学び合うインクルーシブな教育を推進します。
- 特別支援学校においては、専門的な知識や経験のある教職員等による障がいの状態に応じた特別な教育課程※3や少人数の学級編制、施設・設備の整備等により、個々のニーズに応じたきめ細やかな教育を提供するとともに、交流及び共同学習の充実等により地元の仲間と共に学び合うインクルーシブな教育を推進します。

※2 国では、全員参加型の「共生社会」の形成を目指し、インクルーシブ教育システムの構築を推進している。

共生社会とは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 H24.7 文部科学省)

※3 学校目標を達成するために何をどう学ぶかを総合的に記した教育計画（年間計画・日課・指導形態等）

(2) 特別支援学校において実現すべき学びの姿

～ 一人ひとりの子どもの可能性が最大限伸びる学校 ～

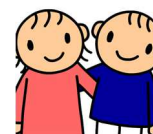
～ 地域とつながり共生社会をリードする学校 ～

○ 幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学び



- ・ 幼児児童生徒の主体性や興味関心等に根差した支援のもと、一人ひとりの幼児児童生徒が「今日に満足し明日を楽しみに待つ」学校生活を送ることができる。
- ・ 幼児児童生徒・保護者の願いや障がいの特性、発達の状態等に応じた一人ひとりの学びの場があり、集団に支えられながら満足感や成就感を味わうことができる。
- ・ 専門性の高い人材による指導・支援のもと、自分の長所を伸ばすことができる。
- ・ ICT機器等を活用して、友だちや先生などと多様なコミュニケーションをとることができる。

○ 共生社会の実現に向けた協働の学び



- ・ 幼保・小・中学校、高等学校等とのシームレスな(継ぎ目のない)関係の中、日常的な交流等により、様々な場で同じ地域の同世代の仲間と自分らしく学ぶことができる。
- ・ 自立と社会参加に向けて、地域や企業、福祉機関等と連携した学びが提供され、地域や企業の方等との共生社会の学びの場として学校が活用される等、共生社会を双方向で学び合うことができる。

※ 今般改訂された特別支援学校学習指導要領(小・中学部 H29.4 告示 高等部 H31.2 告示)では、特別支援教育の充実につながる重要な視点として、「学びの連続性を重視した対応」「一人一人に応じた指導の充実」「自立と社会参加に向けた教育の充実」の3点が示されている。

2 学びの改革

1の基本理念に基づいて、現在の本県の特別支援学校の課題を分析し、今後の方向性を具体的に記します。

(1) 特別支援学校における学びの充実



① 可能性が最大限伸びる学び

目指す姿

- ・ 幼児児童生徒の主体性や興味関心等に根差した支援のもと、一人ひとりの幼児児童生徒が「今日に満足し明日を楽しみに待つ」学校生活を送ることができる。
- ・ 幼児児童生徒・保護者の願いや障がい特性、発達の状態等に応じた一人ひとりの学びの場があり、集団に支えられながら満足感や成就感を味わうことができる。

現状と課題

《各校の教育活動について》

- 本県の特別支援学校は、幼児児童生徒の興味関心に根差した幼児児童生徒主体の教育の実現を目指して、教育実践を積み重ねてきた。
- 各校は、幼児児童生徒の実態や保護者・地域の願い、自校の伝統や地域の特徴等を踏まえて教育課程の編成を行い、幼児児童生徒の支援の充実に努めている。
- これまでの教育実践の積み重ねは、保護者や地域、教育関係者等から高い評価を得ており、特別支援学校の教員としての心構えや指導・支援の配慮点等については、確実に継承していく必要がある。
- 一方で、各校が学校教育目標の策定や教育課程の編成を行うにあたり前年踏襲の傾向になることもあり、社会の変化や求められる学び等に対応するための全県的な教育水準の確保に課題がある。

《指導計画について》

- 各校は、教育活動や指導・支援のもととなる個別の指導計画の作成にあたり、独自の研修会を実施するなど、幼児児童生徒個々の教育的ニーズを的確に把握した適切な計画作りに努めている。
- 一方で、本県の個別の指導計画の様式は学校ごとに異なっていることから、実態把握に差が生じたり異動した教員が計画を作成する際の業務負担につながったりしている。
- 知的障がい特別支援学校の年間授業計画は、生活単元学習等に教科の内容をどう位置づけるかが大切であるが、学習の単元名（活動のテーマ）のみを表記する場合が多く、その単元で成長を期待する教科の内容に関する記述がないため、学びの積み上げやつながりを説明することが困難な場合が多い。

《個々の教育的ニーズへの対応について》

- 障がいの多様化、重度・重複化が進み、個々の願いや障がいの特性、発達の状態等に応じたよりきめ細やかな指導の必要性が増す中、各校は、生活単元学習において、全体のテーマに沿った形で個々の興味関心に応じた学習を用意するなどの工夫をしている。
- 一方で、これまで障がいの状態に関わらず学級や学年、部単位で学ぶ集団学習を重視してきたことから、個別・小集団による授業の実践研究の不足が指摘されている。
- 障がいによる困難を改善・克服するための自立活動※4については、日課に位置付けず学校生活全般の教育活動の中で実施している学校が多いが、こうした活動では障がいに応じた指導目標や指導内容の設定根拠を明確にすることは難しく、効果的な指導の実施や保護者への説明等において苦勞しているとの指摘がある。
- 比較的幼児児童生徒数が少ない視覚障がい・聴覚障がい・病弱の特別支援学校では、幼児児童生徒同士が互いの考えに触れて学び合う機会が少ない。
- 特別支援学校では、一定の台数のタブレット端末を有効活用し、障がいによるコミュニケーションの困難さを補ったり、学びやすいアプリケーションを使った個別の教科学習等を行っている。

《コロナ禍の対応について》

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の臨時休業期間中、各校は課題の提供や教材の配付など、家庭における学習支援を最大限行い幼児児童生徒の「学びの保障」に努めてきたが、学習習慣の形成や学習進度等に課題が見られた。

今後の方向性

《本県が目指す理念の共有》

- 県教育委員会と特別支援学校が一体となって、時代や社会の変化に適切に対応した教育活動を実施するため、各校が教育課程を編成する際に参考とする「特別支援学校重点項目」を県教育委員会が示し共有します。
- これまでの各校の教育実践の成果を踏まえ、幼児児童生徒の興味関心に基づく主体的な学びを実現するため、特別支援学校の教員としての心構えや支援の配慮点、適切な学習評価のあり方等を示したガイドラインを作成し、今後の各校の取組に活かします。



《指導・支援の向上》

- 個別の指導計画については、各校の様式の長所等を調査・分析した上で、様式を全県で統一し、適切な指導・支援の向上と教員の業務の効率化を図ります。
- 生活単元学習等において、各教科等の学びの積み上げや小・中学校の学習とのつながりを明確に説明できるよう、県教育委員会が、各学習単元の教科目標や評価項目を組み入れた年間授業計画の例を作成し各校の取組に活かします。
- 個別の指導計画や年間授業計画等については家庭と共有し学校と家庭が協力しながら幼児児童生徒の学びを支えていきます。

※4 個々の幼児児童生徒の自立を目指し、障がいによる困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う指導領域

《個々の教育的ニーズへの的確な対応》

- 幼児児童生徒一人ひとりの願いや障がいの特性、発達の状態等に寄り添った学びを提供するため、個別・小集団による学習の利点や配慮点等について整理し集団学習では実施が困難な内容について、個別・小集団での学習を各校が円滑に導入できるようにします。
- 幼児児童生徒の障がいによる困難さを効果的に改善・克服するため、自立活動を日課に位置付けるなどして、一人ひとりの障がいに応じた指導目標や指導内容の設定根拠の明確化を図ります。
- 幼児児童生徒数が少ない視覚障がい・聴覚障がい・病弱の特別支援学校については、幼児児童生徒同士の学び合いを確保するため、web会議システムを活用した各校同士の合同授業の実施を推進します。
- 1人1台端末の環境のもと、障がいのある幼児児童生徒の学びが、ICT機器の効果的な活用によりさらに充実するように、令和3年度に開設予定の長野県ICT教育推進センター(仮称)で研究した効果的な事例や指導上の配慮点等を各学校へ発信します。

《感染症への対応について》

- 感染拡大によりやむを得ず登校できない場合でも、幼児児童生徒の学びを保障するため、課題の提供や教材の配付の他に、ICT機器やWi-Fi環境等を活用したオンデマンドによる授業動画の配信やweb会議システムによる同時双方向型授業の実施などの体制を整え、それらを個々の実態に応じて適切に組み合わせた個別の「学びの継続計画」を作成します。



② 共生社会の実現に向けた協働の学び

目指す姿

- ・ 幼保・小・中学校、高等学校等とのシームレスな関係の中、同じ地域の同世代の仲間との日常的な交流等により、自分らしく学ぶことができる。
- ・ 共生社会の実現に向け、地域や企業、福祉機関等と連携した学びが提供されるとともに、学校が地域や企業の方等との双方向の学びの場として活用できる。

現状と課題

《交流及び共同学習について》

- 特別支援学校の幼児児童生徒と幼保・小・中学校、高等学校などの幼児児童生徒等との交流及び共同学習は、提携している幼保・学校間及び居住地の幼保・小・中学校間で実施している。
- 居住地の学校に副次的な学籍※5を置く副学籍校交流では、該当の学年・学級に机、ロッカー等を置き、入学式から卒業式までの各行事に同じ地域の仲間として参加しており、互いを理解し多様性を認め合う観点から関係者の評価が高い。
- 一方で、副学籍校交流は、特別支援学校の保護者や小・中学校の教員が活動に見通しがもてずに交流が滞ったり、行事当日のみの参加に留まったりするなど限定的な場合もあり、双方の学び合いが深まるような交流が求められている。

※5 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住する地域の学校に副次的な籍を置く取組。本県では、平成17年度に駒ヶ根市で初めて導入され、令和2年5月現在58市町村で導入している。

《進路支援について》

- 高等部の生徒の進路決定(就労・福祉施設の利用・進学等)は、進路指導主事と学級担任が保護者と連携し、本人・保護者の希望や生徒の特性等に合った進路を自己選択・自己決定できるように計画的に見学や実習等を行っている。
- 学習で培った生徒の能力や適性、希望を生かした進路実現に向けて、学校と企業、福祉施設、教育機関等が生徒の得意分野や可能性の把握、必要な配慮の確保に向けた連携をさらに強化することが重要との指摘がある。

《就労支援について》

- 各校の進路指導主事と全県に5名配置されている就労コーディネーターが連携し、情報を共有しながら生徒の実態に応じた進路指導や定着支援を行っている。
- 就労に向けては、企業や就労継続支援事業所等の理解と生徒の適性に合った職場とのマッチングが必要であるため、産業現場等での実習の受け入れ先の拡充が必要となっている。
- 近年、高等部卒業生の進路先として一般就労の割合が上昇している。
(H27年 19.8% H29年 26.6% R1年 30.1%)

《作業学習について》

- 伝統的な木工や陶芸等の作業種に加えて、生徒の多様な興味関心や適性、社会の変化等に対応した新たな作業種導入が求められている。
一部の学校では、年間を通じて学校周辺の企業等を作業学習の場とする企業内実習(デュアルシステム)を行っている。

《企業等との交流について》

- 一部の特別支援学校では、企業等と交流や作業学習を行う機会を設定したり、企業等が提供するサービスのバリアフリー化や支援機器の共同開発等を行ったりしている。

今後の方向性

《交流及び共同学習の推進》

- 幼保・小・中学校、高等学校等とのシームレスな関係を構築するため、地域の教育資源を活かし、日常的な交流や教員の専門性を活かした相互学習等を推進します。
- 同じ地域に住む同世代の仲間として将来にわたる関わりを育み、安心して交流活動が行えるように、副学籍制度の先進事例や配慮点の紹介など、交流学习の進め方をサポートする体制を整備します。



《進路支援の充実》

- 企業や福祉施設、教育機関等が個々の生徒の可能性を把握し必要な配慮をイメージできるとともに、生徒自身も学習で培った能力や適性が理解できるよう、プロフィールシートの活用や生徒の可能性等を具体的に提案できる動画等の作成を推進します。※6
- 生徒の能力や適性、希望を生かした進路実現に向けて、学校と企業、福祉機関、教育機関等との連携を強化します。

※6 プロフィールシートや動画等の個人情報の取扱いについては、長野県立学校セキュリティポリシーに基づいて管理し、活用する際はプライバシーや人権に十分配慮すること。

《就労支援の充実》

- 生徒の適性に合った職場とのマッチングを図るため、ハローワークや経済団体・福祉団体等と連携し、就労コーディネーターや進路指導主事による実習先の拡充を推進します。

《企業等と連携した作業学習の充実》

- 生徒の働く意欲とスキルが最大限伸びるように、企業等の協力を得ながら、生徒の多様な興味関心や適性、社会の変化等に応じた新しい作業種の導入や環境整備、企業内実習（デュアルシステム）の拡充等を推進します。
- 企業等と連携し特別支援学校技能検定の内容を充実させ、生徒の働く意欲とスキルの向上を図るとともに、企業等に生徒の希望や能力等を発信していきます。

《共生社会を学び合う交流拠点》

- 地域や企業等との交流の場として特別支援学校の教育資源を活用し、地域や企業の方との共生関係の学び合いを推進します。

③ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上



目指す姿

- ・ 専門性の高い人材による指導・支援のもと、個々のニーズに最も的確に応じた教育が受けられ、自分の長所を伸ばし、自立と社会参加に向けて必要な力を習得できる。

現状と課題

《教員の専門性について》

- 障がいの多様化、重度・重複化等により、指導・支援に関する高い専門性が求められる中、各校は、授業研究会や事例検討会、外部の指導者を招聘した職員研修会等を実施し、学校全体で専門性の向上に努めている。
- 初任者や小・中学校からの異動者など初めて特別支援学校を経験する教員が毎年多数おり、特別支援学校における専門分野が多岐に渡っていることから、勤務年数や専門分野に応じた研修体系の構築が求められている。
- 障がいの多様化、重度・重複化に伴い、医療・福祉の専門的な理論や知識が必要であることに加えて、幼児児童生徒の興味関心や才能を発掘し伸ばすスポーツや音楽、芸術などの専門的な指導も求められている。
- 障がいによる困難さの軽減や、興味関心の醸成、学習機会の拡充等に有効なICT機器の整備が進められており、その活用方法の研究や教員のスキル向上などが求められている。
- 本県の特別支援学校教員の当該障がい領域の免許保有率は年々向上し、令和元年度 85.9% (全国 83.0%) であるが、すべての教員の免許取得が求められている。

- 特別支援学校の教員には、障がいに関する特有の知識や指導方法等の専門性が必要とされるが、多くの教員は赴任するまでそうした専門性を学ぶ機会がほとんどない。

《学級担任のサポートについて》

- 学級担任は、他の教員と連携しながら幼児児童生徒の指導・支援の充実に努めているが、特性のある幼児児童生徒への指導方法や保護者との連携等に悩んだときに、適時適切に専門性の高い教員からサポートを受ける機会が少ない。
- 特別支援学校の勤務が長い教員でも、前年踏襲や使役的な授業になってしまうこともあり、的確な実態把握や幼児児童生徒が主体的に取り組む授業づくりについて助言を求める声がある。

今後の方向性



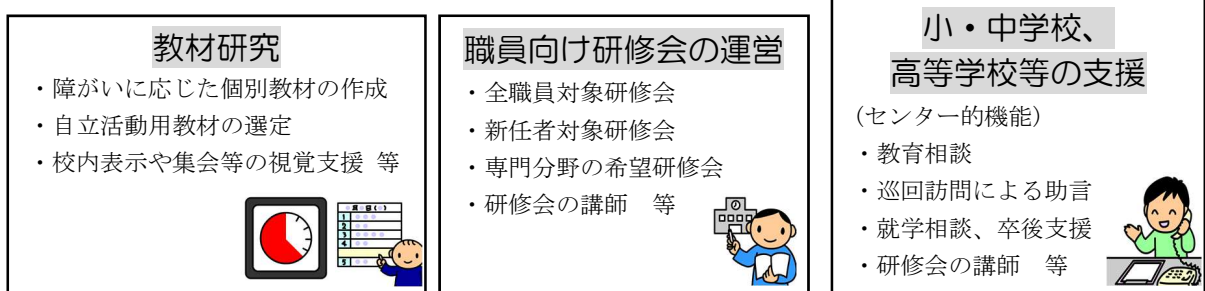
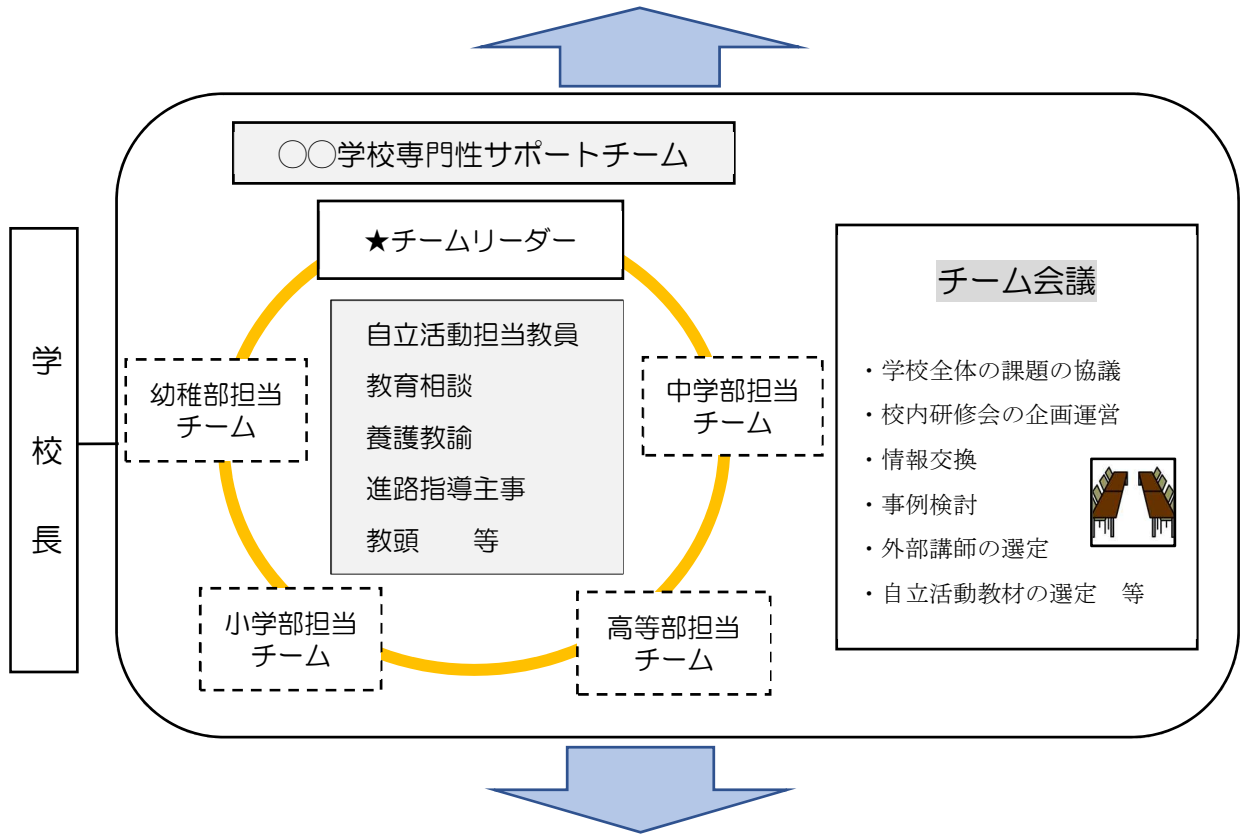
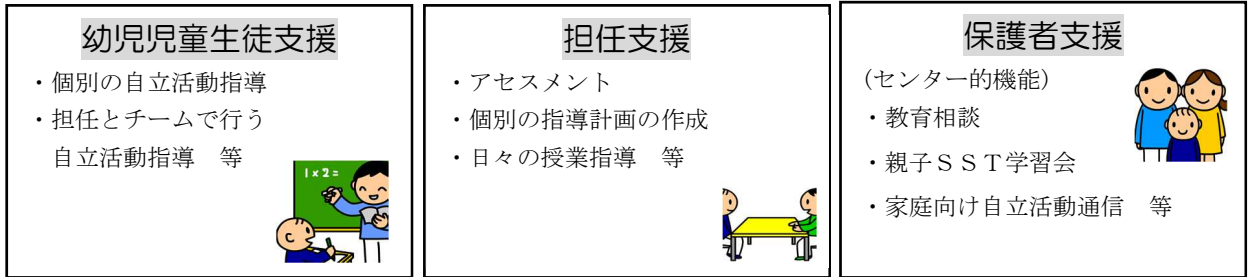
《教員の専門性の向上》

- これまでの教育実践で培ってきた、特別支援学校の教員としての心構えや指導・支援の配慮点等についてまとめたガイドラインをもとに、勤務年数や専門分野に応じた研修用資料を作成し、各校が実施する専門性向上の研修会等で活用できるようにします。
- 教職員が、勤務年数に応じて知識や技能を重ね、希望する専門分野の力量を向上することができる特別支援学校における研修体系を構築します。
- 同じ校務分掌を担当している他校の教職員同士が情報交換や事例検討をするとともに、学習指導要領や県の施策等についてすべての教職員に的確に伝える機会を設けます。
- 地域の医療や福祉の関係機関との連携を強化し、障がいのある幼児児童生徒に対してそれぞれの専門性を活かした支援ができる体制作りを進めます。
- 教員が幼児児童生徒の障がいの多様化、重度・重複化に適切に対応できるよう、OT(作業療法士)などの医療関係者や福祉関係者等に相談したり理論や方法を学んだりできる機会を増やすことにより、指導・支援力の向上を図ります。
- 幼児児童生徒の才能を発掘、伸長するとともに興味関心の醸成、将来の生活の充実に資するため、一流のスポーツ選手、音楽家、芸術家等による授業を拡充します。
- ICT機器を活用した学習を推進するため、各校のICT推進委員を構成員とする長野県特別支援学校ICT推進委員会を組織し、先進事例の研究や共有を行うとともに、校内研修を実施し、教員のスキル向上を図ります。
- 勤務校の障がい領域における免許を所持していない教員が、認定講習を受講しやすいように、開催日や開催方法等を工夫したり通信教育等による免許の取得方法を紹介したりして免許保有率を高めます。
- 障がい種別の学校に求められる特有の専門性を明確にし、計画的な人材育成を図ります。

《チームによる学校全体の専門性の向上》

- 個別の指導計画の作成等における学級担任へのサポートや職員研修の運営など学校全体の専門性向上の推進などの役割を担う「専門性サポートチーム(以下、「サポートチーム」という)」を各校に設置します。

【専門性サポートチームの主な役割】(イメージ)



(2) 身近な地域での学びの充実

目指す姿

- ・ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、身近な地域で同世代の仲間と共に学び合いながら、個々のニーズに応じた専門的な教育をうけることができる。

① 小・中学校等における特別支援教育の充実

現状と課題

- 小・中学校等においても特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍しており、それぞれの場において特別支援教育に関する対応力の向上が求められている。
- 豊富な知識と経験を有する特別支援学校の教育相談担当教員や自立活動担当教員が小・中学校等を訪問し、実態把握や支援のあり方、個別の指導計画の作成方法等の指導・助言を行っている。
- 小・中学校等から特別支援学校への相談は年々増加し、内容もアセスメントや指導方法、保護者支援、進路相談など多岐に渡っており、担当者個人の専門性だけでは対応が困難な状況が生じている。

今後の方向性

- 特別な支援が必要な幼児児童生徒ができるだけ身近な地域で、個々の教育的ニーズに応じた支援を受けられるように、市町村教育委員会と連携し、以下の取組を推進し、小・中学校等における特別支援教育の対応力の向上を図ります。
 - ・ 特別支援教育に関する理解の浸透
 - ・ 小・中学校等における専門性の高い教員等の育成
 - ・ 合理的配慮の提供
 - ・ 施設のバリアフリー化
- 小・中学校等からの教育相談について、迅速にきめ細かく対応するため、組織で支援する仕組みを構築します。具体的には特別支援学校に設置するサポートチームで相談の内容を共有し、専門性の高い教員を派遣するなどの取組を行います。
また、適時適切な相談支援のため、ICT機器を活用したオンラインによる教育相談も推進します。
(センター的機能の強化)

② 分教室の設置

現状と課題

《小・中学部分教室》

- 遠距離通学の解消及び地域の児童生徒との交流等を目的に、小諸養護学校の分教室2教室(H18 佐久穂町)と伊那養護学校の分教室2教室(H20・H22 駒ヶ根市)を地域の要望により設置した。
- 70分程度かけて登校していた児童が、分教室の設置により15分程度で登校できるようになるなど、遠距離通学の負担が解消されている。

- 休み時間に一緒に遊んだり運動会や文化祭等の行事に参加したりして設置校の友だちと仲間意識が育まれている。
- 分教室の保護者は、設置校のPTA活動や地域行事などを通じてつながりを築いており、設置校の児童生徒・保護者・地域が分教室の児童生徒との関わりを深めている。
- 分教室の教員が、小・中学校の教員から特別支援教育にかかわる相談を受けてアドバイスしている。
- いくつかの自治体から新たな分教室の設置を求める声がある。

《高等部分教室》

- 特別支援学校の過密解消及び障がいの多様化に対応した職業教育等の充実、高校生との仲間意識の醸成などを目的に設置した。
 - ・ 県立高等学校内に6教室（更級農業高校・南安曇農業高校・上伊那農業高校 佐久平総合技術高校・須坂創成高校・富士見高校）
 - ・ 他の障がい種の特別支援学校内に2教室（長野盲学校・松本盲学校）
- 合同授業や文化祭への参加等の交流及び共同学習を通じた設置校の高校生との仲間意識が高まっている。
- 分教室の立地や設置校の教育資源等を活かした特色ある教育課程を編成して、生徒が主体的に進路を選択・決定できる教育活動を実施し、毎年卒業生の8割程度が一般就労している。
 - （特色ある教育課程の例）
 - ◇ 立地を生かした取組
 - ・ 近隣の大学や企業等と連携した製品販売や植栽整備、窓ふき等の作業学習
 - ・ 近隣の福祉施設と連携した福祉関連資格取得に向けた体験学習
 - ◇ 設置校の教育資源を活用した取組
 - ・ 高校の畑の活用や高校の教員による専門的指導（農業指導・音楽の授業等）

《その他の分教室》

- 福祉型障害児入所施設「信濃学園」の入所児童等を対象とした松本養護学校小学部分教室を学園の隣に設置。
- 東信地区の聴覚障がいのある未就学児を対象とした長野ろう学校幼稚部分教室を東信教育事務所内に設置。（松本ろう学校幼稚部分教室は対象者がいないため閉室中）
- 寿台養護学校の病弱の児童生徒を対象とした分教室を松本ろう学校内とまつもと医療センター内に設置。
- 松本市内の重度重複障がいのある児童生徒を対象とした松本養護学校の分教室を松本盲学校内に設置。（隣接する信州大学医学部附属病院と連携）
- 長野養護学校の過密化解消のため小学部分教室を長野ろう学校内に設置。

今後の方向性

《小・中学部分教室》

- 児童生徒の著しい遠距離通学の負担を解消し、身近な地域で専門的な教育が受けられるようにするために、市町村と連携して地元の学校の空き教室等を活用した分教室の設置を推進します。

《高等部分教室》

- 生徒の適性や希望に応じた職業教育の充実に向けて、高等部の生徒数や高等学校の状況等に応じ、分教室がない地域への設置を検討します。
- 高校と分教室の教員の授業交換など、それぞれの教育資源や教員の専門性を活かした相互学習・支援などの充実を図ります。

③ 知的障がい特別支援学校へのサテライト教室の設置

現状と課題

- 居住地から盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校までが著しく遠距離なため地元の小・中学校や知的障がい特別支援学校で学ぶ児童生徒がいる。
- 児童生徒の教育的ニーズに対応するため、盲・ろう学校等の教育相談担当教員が在籍校を訪問し、アセスメントの実施、担任等に対する指導方法や学習環境整備等の助言、保護者相談等に対応している。
- 各障がいに関わる専門性の高い教員による直接的な支援が求められている。

今後の方向性

- 地元の小・中学校や知的障がい特別支援学校で学ぶ視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の障がいのある児童生徒が、それぞれの障がいに係る専門性をもつ教員から専門的な指導・支援を身近な地域で定期的に受けられるよう、知的障がい特別支援学校に「サテライト教室」を設置する取組を推進します。

④ 市町村立特別支援学校の設立

現状と課題

- 「須坂の子どもは須坂で育てたい」という保護者等の強い希望により、平成 23 年 4 月に須坂市は須坂支援学校を設立した。
- 設立にあたり、県教育委員会は平成 22 年 4 月に長野養護学校小学部分教室を須坂市立須坂小学校内に開室し、翌 23 年 4 月に同分教室を須坂市へ移管した。
- 須坂支援学校には、これまで長野養護学校に通っていた須坂市及び上高井郡の児童生徒のほぼ全員が通っている。また、以下の取組により児童生徒の自立と社会参加につながる力が生まれ地域の方の児童生徒に対する理解が深まっている。

(取組の例)

- ◇ 日々の学習活動
 - ・ 併設している小学校や近隣の中学校との日常的な交流及び共同学習の実施
- ◇ 地域資源を活用した学習活動
 - ・ 地元の名物を教材化した学習(例：〇〇店の職人さんに学ぶ味噌作り)
 - ・ 市内の公共施設を教材化した社会科学習(例：中学部地元探検)
 - ・ 地域の商店や企業等を活用した継続的な体験学習(プレジョブ)
- ◇ 地域の一員としての学習活動
 - ・ 地域のイベント(祭りのパレード等)への参加
 - ・ 近隣施設へのカレンダー配布 等

- 須坂支援学校では、以下の取組により須坂市における特別支援教育のセンター的機能を担っている。

(取組の例)

- ・ 須坂支援学校の自立活動担当教員や教育相談担当教員が、須坂市と連携しながら、市内の幼保・小・中学校等からの相談対応や巡回相談を実施
- ・ 須坂支援学校の教員が、須坂市から教育支援委員の委嘱を受け、児童生徒の就学を支援

今後の方向性

- 地域のインクルーシブな教育の推進に向けて、須坂市立須坂支援学校の取組や成果、理念等を紹介するとともに市町村の希望を丁寧に聞き取りながら、環境整備への支援などにより市町村立特別支援学校の設定を推進します。

3 学びの改革を支える環境整備等の考え方



(1) 教育環境の改善

目指す姿

- ・ 学校施設が、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びの場で、かつ共生社会の実現に向けた協働の学びをサポートする場になっている。

① 可能性が最大限伸びる学びを支える教育環境

現状と課題



《教室環境について》

- 平成 10 年頃から 25 年頃までの知的障がい特別支援学校の児童生徒の急増に対応するため、プレイルームや視聴覚室等の特別教室を普通教室に転用したり校舎の増築等を行ったりしてきた。そのため、各部の教室や作業学習用の特別教室等が校内に点在している。
- 昭和 40 年代から 60 年代に建設された建物が多く校舎等の老朽化が進む中、緊急的な修繕や学校環境の改善が必要な箇所については、平成 28 年度から修繕・改修の予算を約 3 倍に増額し、計画的に対応してきている。
- 障がいによる困難さの軽減や学習機会の拡充等に有効な I C T 機器の活用のための W i - F i 環境の整備を進めている。
- 職員室の普通教室への転用や教職員数の増加に伴い、職員室が狭隘化・点在化し、職員が一堂に会して日常的に意見交換や情報共有をする機会が不足しがちである。
- 普通教室等を転用して重度重複障がいのある児童生徒の教室を設置してきたため、衛生面や体調面の適切な管理等に課題がある。

《学習における課題》

- 学級数の増加により、音楽や美術、体育等の授業については専用の特別教室の使用時間を制限する場合があります、使用できない時は設備の整っていない普通教室や廊下等で学習をしている場合がある。
- 小幅な児童生徒の増加に対しては、教室内の人数を増やして対応してきたため、個々の学習スペースの確保が難しいことがある。
- 同一の教室と廊下という画一的な構造のため、幼児児童生徒個々の教育的ニーズに応じた柔軟なグループ編制や個別学習の実施が困難な場合がある。
- 障がいの多様化、重度・重複化が進む中、意思伝達の方法や場面に応じた対応などを学ぶ個別の自立活動が重要だが、教室や廊下を段ボールで区切って対応している場合がある。

今後の方向性

《必要な教室の確保》

- 幼児児童生徒数の増減について見通しを立て、必要な普通教室を確保します。普通教室の児童生徒数については、国の学級編制基準に基づき小・中学部6人以内、高等部8人以内を原則とします。また、音楽や美術、体育等の学習が専用の教室で行えるように必要な特別教室を整備します。

《多様な教育的ニーズへ対応できる空間の整備》

- 個々の願いや障がいの特性、発達の状態等に応じた個別・小集団学習や、部または学年単位の集団学習にフレキシブルに活用できる教室を整備します。
- 身体機能やコミュニケーション能力を育成するため、廊下などと一体化したダイナミックな活動が可能な学習空間を整備します。

《専門的指導・支援の充実》

- 障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための自立活動室を整備します。
- ICT機器の活用促進に向け、1人1台端末の配備やWi-Fi環境の整備を進めます。
- 教職員が日常的に情報共有や意見交換を行うため、全員が集える大職員室を整備します。

《障がいの重度・重複化への対応》

- 医療的ケアが必要であったり重度の障がいを併せ有する児童生徒が安全安心な学習ができるよう、衛生面や体調面の管理が可能な専用の教室を整備します。

② 共生社会の実現に向けた協働の学びを支える教育環境

現状と課題

《作業学習について》

- 木工や陶芸等の作業学習を行う専門の作業室は概ね確保されているが、生徒の多様な興味関心や適性、時代の変化などに応じた新たな作業種の導入に対しては、会議室の転用や普通教室等を活用している。

《交流及び共同学習等について》

- 各校は幼保・小・中学校や地域の方などを年に数回学校へ招き、文化祭や音楽会などの交流を体育館やプレイルーム等で実施している。
- 今後、さらに共に学び共に育つ交流及び共同学習を進めるためには、相互理解や支え合いの気持ちを育む日常的な活動が必要であり、地域の方などが気軽に訪れ一緒に学んだりものづくりをしたりできる環境整備が求められている。

今後の方向性

《働く意欲とスキルを育む作業学習スペースの整備》

- 生徒の働く意欲とスキルが最大限伸びるように、地域や企業等の協力を得ながら生徒の多様な興味関心や適性、社会の変化等に対応した作業種の導入を可能にするフレキシブルな構造の作業学習室を整備します。

《地域とつながる空間の創造》

- 幼保・小・中学校等の同世代の仲間や地域・企業の方々などが来校して日常的な交流や共同学習等ができるよう地域連携室や地域交流ゾーンを整備します。

③ 幼児児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境

現状と課題

- 校舎内外のバリアフリー化を推進してきているが、段差や勾配、幅狭な出入口や廊下など未だに様々なバリアが存在する。
- 情緒が不安定になった幼児児童生徒が、音や声、光などの外部からの刺激が少なく落ち着いたクールダウンスペースの確保が求められている。
- 教材等を保管する倉庫が不足しているため廊下等に置いている場合がある。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、換気や座席の配置等、三密を回避するための様々な工夫に取り組んでいる。

今後の方向性

《ユニバーサルデザイン化》

- 段差のない広い廊下スペースや緩勾配のスロープ、間口の広い出入口、多目的トイレ等、多様な幼児児童生徒の活動を優しく包むユニバーサルデザイン化を推進します。

《ほっとできる空間の確保》

- 音や声、光などの外部からの刺激が少なく気持ちを落ち着けるクールダウンスペースや、居場所としてリラックスできる談話スペース・図書スペースなどの空間を整備します。

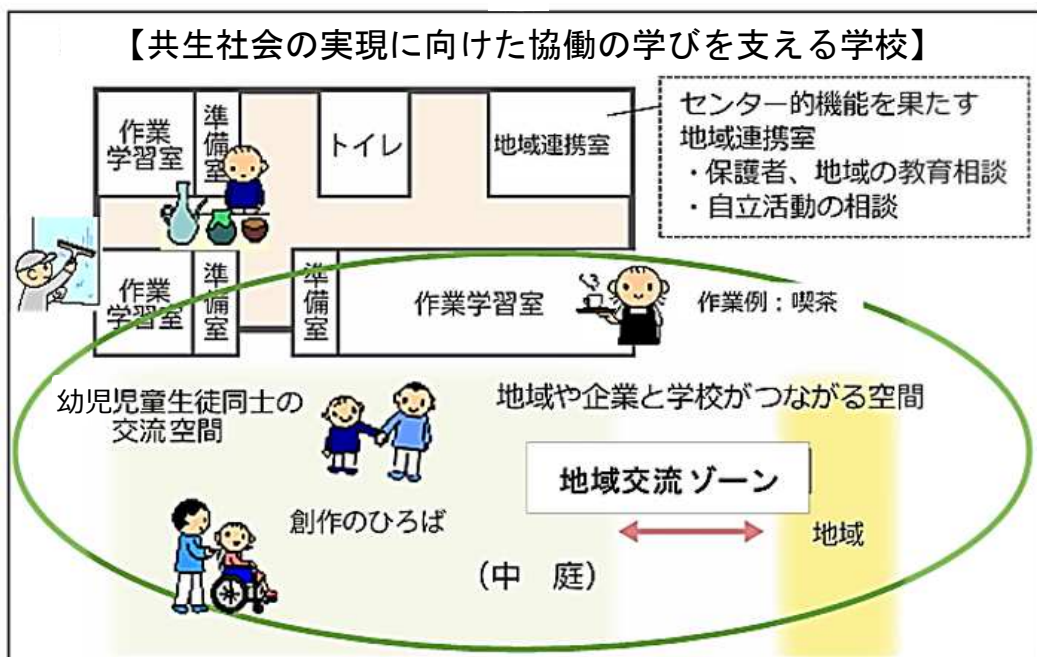
《教材を保管できる倉庫の整備》

- 学習に使用する教材等を保管できる倉庫等を整備します。

《感染症対策》

- 感染症の拡大を防ぐために必要な設備の整備や物品の確保を図ります。

学びの改革を支える環境整備のイメージ



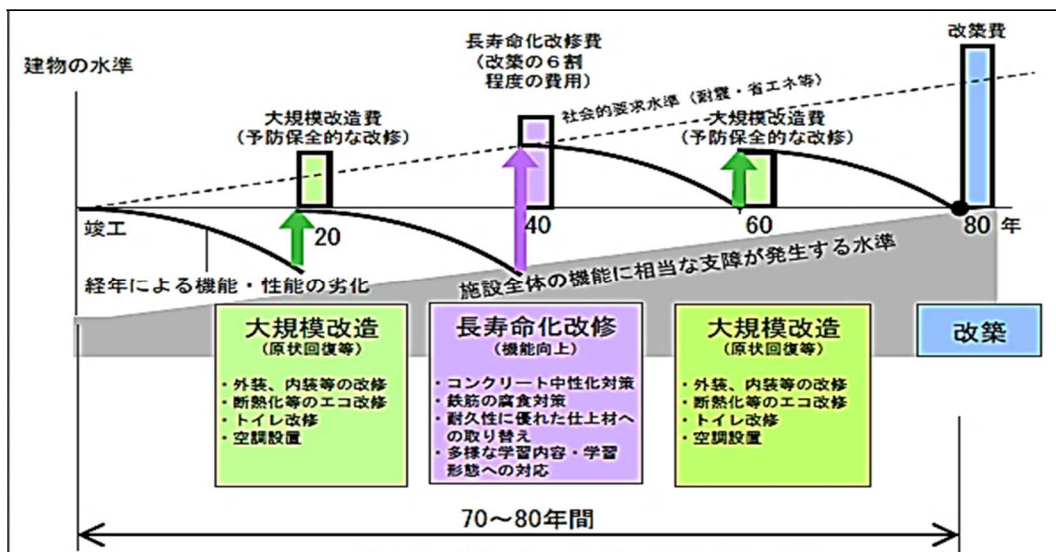
(2) 施設整備の考え方

① 長寿命化・改築の基本的な考え方

本県の特別支援学校はこれまで、校舎の法定耐用年数※7や老朽化の状況等を勘案して改築を検討してきました。このような中、県有施設については、県が「ファシリティマネジメント基本計画(H29.3)」を策定し、ファシリティマネジメントを推進するため、総量縮小・有効活用・長寿命化・省エネ化などによる維持管理の適正化の4つの柱を設定しています。

なお、文部科学省では「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引(H27.4)」において、長寿命化のイメージを下図のとおり示しています。

長寿命化のイメージ(文部科学省)



② 整備の進め方

○ これからの本県の特別支援学校の整備については、本整備基本方針に基づいて学びの改革を進めるとともに、学校施設の建築年数や以下の「学びの環境としての適性」等を考慮し、ファシリティマネジメント基本計画を踏まえ、必要性の高い学校から個別の整備計画を策定し順次整備を実施することとします。

なお、令和3年2月現在、国において特別支援学校の設置基準の策定に関する検討※8が継続しており、この動向を注視しながら整備を進めていきます。

◀ 学びの環境としての適性 ▶

◇ 教室・施設の不足状況

・方針に示した学びを実現するために必要な教室や特別教室の確保が可能か

◇ 建物の躯体等の劣化状況

・幼児児童生徒の安全の確保が難しいと判断される著しい劣化の有無

◇ 校地環境の安全性(水害・土砂・地盤)

・県の指定浸水警戒区域内施設や土砂災害警戒区域内施設への指定の有無

③ 施設整備の配慮点

《県立学校学習空間デザイン検討委員会の報告》

- 報告書で示されている、「探究的な学びにふさわしい多様な学習空間への転換」や「地域連携できる場の創出」等、これからの時代にふさわしい県立学校の実現に向けた理念を反映します。

《ゼロカーボン化の推進》

- 県は、2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大を進めていることから、施設整備に当たっては、改築及び増築の場合は原則ZEB※9とし、改修の場合は断熱性能の向上等により、消費エネルギーの削減を図ります。
また、地形や気候、周辺環境等を考慮し、可能な限り再生可能エネルギーの導入を進めます。

《地域と共生する学校》

- 施設整備にあたっては、地域の公共施設との連携や機能の分担、協働、整備費用の削減や利用率の向上などについて検討します。



《防災拠点としての学校》

- 台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害などに備えるため、ハザードマップに記載されている事項に配慮した整備計画を立案します。
災害発生時には避難所等の地域の防災拠点（福祉避難所等）として学校が利用されることを考慮して検討を行います。

《適正規模や機能の検討》

- 校舎の配置計画、地域の施設の活用等を踏まえ、それぞれの学校施設の適正規模についての検討を行います。
- 改修は快適性を考慮し、時代に合った学習、生活、執務、共創の各空間を適切に整備することで、機能向上と最良な教育環境の実現を目指します。

※7 学校や体育館の法定耐用年数 ・鉄筋コンクリート造：47年 ・鉄骨造：19年～34年 ・木造：22年
法定耐用年数は、省令制定当時には、建物を構成する主要な部位（構造躯体、外装、床等）ごとの耐用年数を総合的に勘案し算定された。構造躯体の劣化により使用できなくなる寿命を表しているわけではない。
出展「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成26年1月文部科学省）

※8 中央教育審議会 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）
「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定する」（令和3年1月26日）

※9 Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） 快適な室内環境を実現しながら建物のエネルギー収支をゼロにすることを旨とする建物

《財政上の工夫》

- PPP※10やPFI※11などの民間活力の活用を検討を行うほか、財源の確保については最適な起債、国の補助制度を活用していきます。

《業者選定の進め方》

- プロポーザル方式※12やQBS方式※13等により、県が求める学校像を実現できる設計者を選定し、計画段階から工事完了まで継続して関与してもらうことを検討します。

④ 計画的な修繕

- 校舎や設備等の部分的な修繕については、ファシリティマネジメント基本計画に基づく「中長期修繕・改修計画」（令和3年3月策定）により、計画的に修繕・改修工事や定期的な点検を実施していきます。

※10 Public Private Partnership 公共サービス提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの

※11 Private Finance Initiative 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質なサービスを提供する手法

※12 技術力、経験、体制等を含めた発注者からの課題に対する提案書を求め、もっとも適した「設計者」を選ぶ方式

※13 提案書を求めず、対象事業に対する業務体制、担当者の実績、経験や代表作品等を審査し、もっとも適した「設計者」を選ぶ方式

4 特別支援学校の配置

現 状

児童生徒の8割以上を占める知的障がい特別支援学校を10圏域すべてに配置するとともに、盲、ろう学校等を東北信・中南信にそれぞれ1校ずつ配置している。

- 知的障がい 10校 分教室 15教室
- 聴覚障がい 2校 分教室 1教室
- 視覚障がい 2校
- 肢体不自由 1校
- 病弱 1校 分教室 2教室
- 知的・肢体不自由併置型 1校

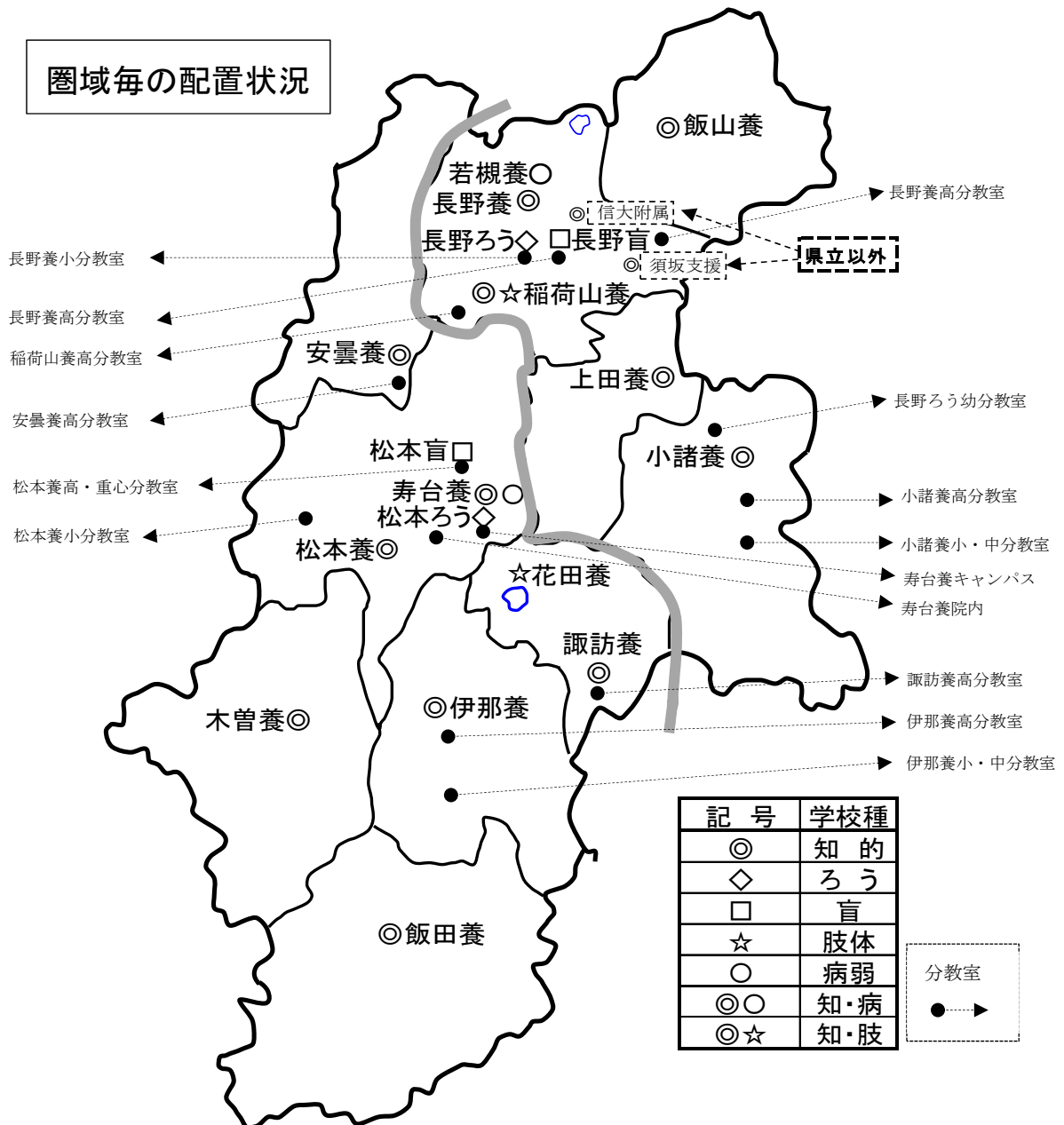
稲荷山養護学校(長野・上田養護学校の児童生徒数の適正化のため知的を併置 H17)

- 知的・病弱併置型 1校

寿台養護学校(松本養護学校の過密化解消のため知的を併置 H30)

計 18校・18分教室

圏域毎の配置状況



今後の幼児児童生徒数の見込み

知的障がい特別支援学校の在籍児童生徒数は、平成2年頃から増加を始め、平成7年頃から22年頃までの間に急増したが、その後は現在まで微増の状況が続いている。

これまでの在籍率☆1を参考に、県の人口推計☆2を用いて今後の知的障がいの児童生徒数を試算すると、今後50年間は、グラフのとおり2,000名を若干超える程度で推移すると想定される。

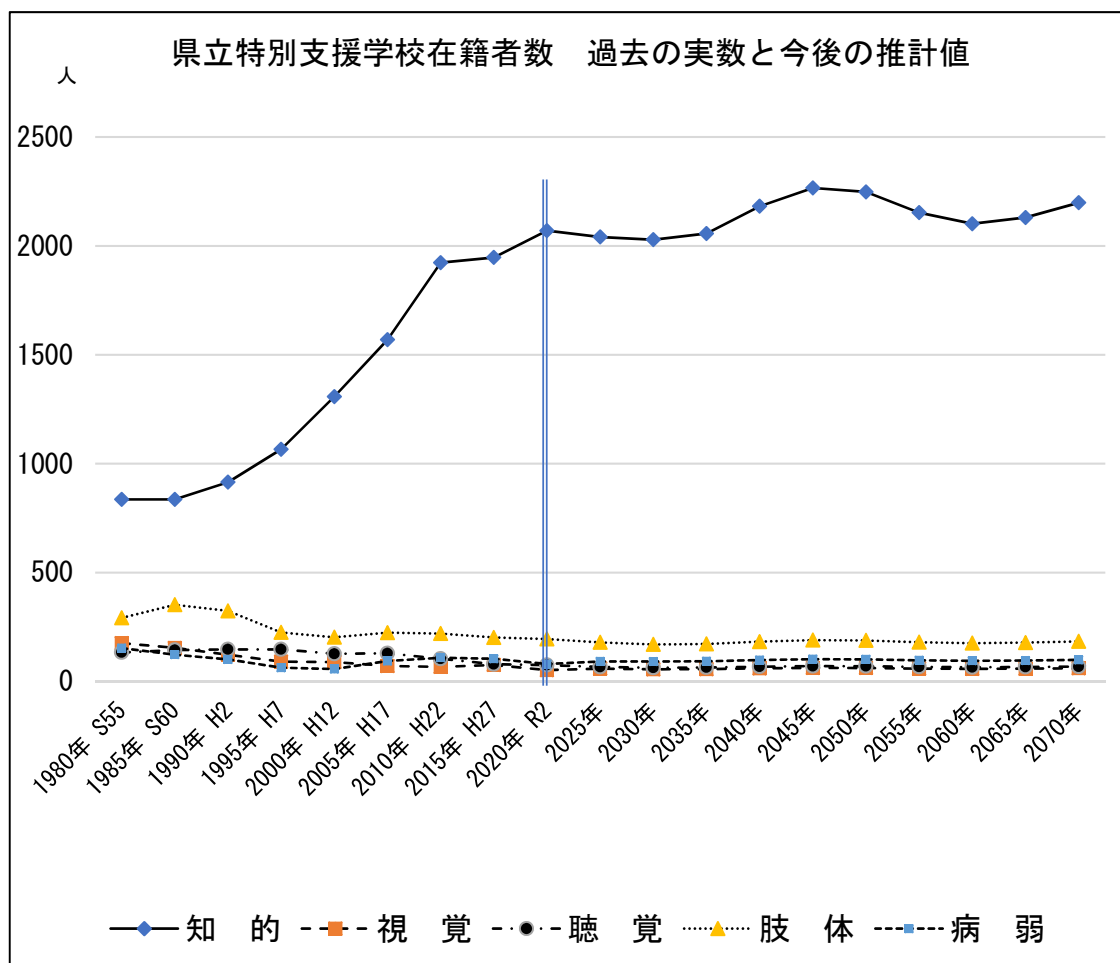
一方、盲・ろう・肢体不自由・病弱の在籍幼児児童生徒数は、平成26年度以降はほぼ横ばいで推移しており、今後は、肢体不自由特別支援学校は200名弱、盲・ろう・病弱特別支援学校は50～100名程度で推移すると想定される。

☆1 在籍率について

特別支援学校の在籍率は、一般的傾向として小学部から中学部や中学部から高等部へ進学する際には大きく上昇するが、小1から小2のように部内で進級する際には、ほとんど変化がない。本試算では現在の各部1年生の在籍率を基に今後の見込みを想定した。

☆2 県の人口推計について

本試算では、2017年に県企画振興部が推計した「一定の施策を講じた場合の人口推移(国、都道府県、市町村が人口減少に歯止めをかける政策を講じた場合の値)」により試算した。



今後の方向性

今後、障がいのある幼児児童生徒数はほぼ横ばいと見込まれる中、幼児児童生徒が居住する身近な地域で学べるよう、より細やかな支援が必要な幼児児童生徒が特別支援学校で専門的な教育を受けられる体制を整備するとともにインクルーシブな教育を推進します。

○ 特別支援学校の配置

県内すべての圏域に一定程度の対象者が見込まれることから、知的障がいの特別支援学校は、各圏域に最低1校配置します。

また、対象者が少ない中でも幼児児童生徒の利便性を考慮し、盲・ろう・肢体不自由・病弱の特別支援学校は、障がい種ごとに東北信と中南信に各1校配置します。

さらに、児童生徒が身近な地域で学べるように地元の学校の空き教室等への分教室の設置を進めるとともに、地元で学んでいる視覚障がい等のある児童生徒が、専門的な指導・支援を定期的に受けられるよう、知的障がい特別支援学校に「サテライト教室」を設置する取組を推進します。

5 その他

(1) 校名の考え方

現 状

《学校の名称に関する経緯》

- 昭和 22 年、学校教育法で、盲学校・聾学校・養護学校については、それぞれ視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者及び肢体不自由者の教育等を行うことが規定された。その後、昭和 36 年の同法改正で、養護学校の対象者に病弱者が加わった。
- 本県では、視覚障がいと聴覚障がいの学校については、昭和 23 年以降、「盲学校」、「ろう学校」の校名が使用されている。また、知的障がい、肢体不自由、病弱の学校については、開校時より「養護学校」の名称が使用されている。
- 平成 18 年の学校教育法改正により、盲・ろう・養護学校は、障がい種別を越えた「特別支援学校」に一本化された。これを受け、本県では平成 18 年度に盲学校設置条例、ろう学校設置条例及び養護学校設置条例を廃止し、特別支援学校設置条例に一本化した。
- 法改正を受けて全国の多くの自治体では、校名変更の検討がなされ、本県においても平成 19 年度に検討を開始した。その際、盲学校・ろう学校の関係者等からは校名存続を求める要望が出されたため、平成 21 年の特別支援教育連携協議会の報告書において、「学校の名称については、今後、学校、保護者、関係団体等からの意見や要望を伺いながら慎重に検討する」とした。

《全国の状況》

- 全国では、約 8 割の学校が「養護学校」を「特別支援学校」「支援学校」「学園」等に名称変更した一方、盲学校、ろう学校については 7 割以上の学校が「盲学校」、「ろう学校」を使用している。

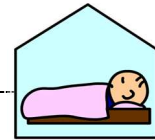
《参 考》

- 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」検討報告書（令和 2 年 3 月 17 日 長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会）には、「養護されているわけではなく、スペシャルなニーズがある子どもであるから養護学校という名称を特別支援学校に変更してほしい」という意見が県民より寄せられた旨の記載がある。

今後の方向性

- 「養護学校」については、校名変更を要望する意見が多いことを踏まえ、関係者の意見を丁寧に聞きながら、名称変更を視野に検討を進めます。
- 「盲学校」「ろう学校」については、校名存続を求める要望が多く、全国的に「盲学校」「ろう学校」の使用が多いことから、名称変更の是非も含め検討を進めます。

(2) 寄宿舎の考え方



現状と課題

《設置及び利用状況について》

- 特別支援学校の寄宿舎は、学校教育法で原則設置することとされており、本県では、「通学保障とともに集団生活を通じた具体的な生活の中で望ましい発達を図る」という考え方のもと設置してきた。
- 寄宿舎は、「地理的条件や交通事情等による通学困難状況の解消(通学保障)」「家庭事情への対応(家庭支援)」「生活習慣の確立や社会性の伸長(社会的自立)」の3つを利用目的としており、通学保障と家庭支援を目的とした利用者は、どちらも1割程度と低く、社会的自立を目的とした利用者が8割程度である。
- 在籍児童生徒数が増える中、舎生は減少傾向が続き、平成13年度に24.1%であった入舎率(舎生数/全在籍児童生徒数)が令和2年度は14.4%で、利用者が10人程度の寄宿舎もある。

《指導・支援の状況について》

- 寄宿舎指導員がすべての舎生について、家庭や教室職員と連携して個別の指導計画を作成し、個々の実態に応じた指導を行っており、生活習慣の確立や社会性の伸長、障がいによる困難さの改善等の指導効果について保護者などから高い評価を得ている。

《寄宿舎指導員について》

- 寄宿舎指導員は、高校卒業以上の応募資格で選考採用し、採用後はOJTを中心とした研修で専門性を身に付けている。
- 本県では、独自の昇任制度「寄宿舎教諭」を導入しており、寄宿舎教諭は指導員の通常業務に加えて、校外学習の引率や支援会議のコーディネーター等の業務も担当している。

《寄宿舎の施設整備について》

- 寄宿舎の老朽化が進む中、施設・設備は暗く狭隘で、一般家庭やグループホーム等に広く普及しているバリアフリー等の環境が整っていない寄宿舎がある。

《福祉施設との関係について》

- 近年、生活習慣の確立や社会的自立の促進、家庭支援等を目的とした、放課後等デイサービスやショートステイ等の福祉サービスが充実してきている中、卒業後を見据えて寄宿舎に入舎しながらそれらのサービスを利用している舎生もいる。

《入舎基準等について》

- 入舎の基準や1部屋当たりの人数等が学校ごとに判断されており、利用実態が学校によって異なっている。

《異なる障がい種の寄宿舍について》

- 令和元年度に異なる障がい種の児童生徒が共に生活する寄宿舍が松本ろう学校に設置され、ろう学校と知的障がい特別支援学校の生徒が、手話を覚えたり手話以外の方法で伝えたりして互いにコミュニケーションを取り合うなどの交流活動が広がっている。
一方、災害時の避難の仕方や職員間の連携のあり方などが課題として検討している。



今後の方向性

《寄宿舍が担う役割》

- 児童生徒の教育機会の保障とともに、以下のような舎生一人ひとりの成長を、育んできた寄宿舍の役割を今後も担います。
 - ・ 規則正しい生活習慣、生活スキルの獲得
 - ・ 社会性、協調性、コミュニケーション等の力の伸長

《寄宿舍指導員の専門性の向上》

- 多様な障がいのある舎生の自立と社会参加に向けた適切な指導・支援を行うため、寄宿舍指導員の専門性向上を図る研修体系を構築します。

《寄宿舍の環境整備》

- 生活習慣の確立や社会的自立に向けた支援の充実のために、一般に普及している生活様式に対応した環境整備を進めます。

《多様性を包み込む寄宿舍》

- 舎生が減少する中、グループ活動の確保及び共生社会実現の観点から、複数の特別支援学校の児童生徒が利用できる寄宿舍について研究を進めます。

《今後のあり方の検討》

- 障がい者の地域移行やグループホーム等地域の福祉施設の設置が進んでいる中、児童生徒のよりよい自立と社会参加に向け、今後の寄宿舍のあり方について、学校現場や保護者、福祉機関、有識者等の意見を丁寧に聞き取りながら検討します。
また、教育機会の均等や適切な生活支援の確保の観点から、寄宿舍入舎基準等の基本部分を全県で統一します。

(3) 関連する計画

① 第3次長野県教育振興基本計画（平成30年3月）

教育基本法の規定に基づき長野県が定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき長野県知事が定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けています。また、この計画は「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku02/gyose/zenpan/keikaku/keikaku-3.html>)



② 第2次長野県特別支援教育推進計画（平成30年3月）

第3次長野県教育振興基本計画（平成30年3月）の個別計画として策定した計画であり、およそ10年後を見据え、本県において目指すべき特別支援教育の基本方向を示しています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/suishin2.html>)



③ 長野県ファシリティマネジメント基本計画（平成29年度～令和8年度）

県が所有するすべての県有地・県有施設等を対象に、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画であり、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年総務大臣通知）における「公共施設等総合管理計画」として位置付けています。

また、国において公共施設等の長寿命化を図るため決定された「インフラ寿命化基本計画」（平成25年関係省庁連絡会議）における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に相当するものとしても位置付けています。

「基本計画」を推進するにあたり、次の4つの基本方針を設定しています。

ア 県有財産の総量縮小 イ 県有財産の有効活用

ウ 県有施設の長寿命化 エ 県有施設の省エネ化による維持管理の適正化

また、「基本計画」において、老朽化施設の更新を計画的に進め、長寿命化を図るため、施設ごとの中長期修繕・改修計画を令和2年度末までに策定することとしています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/facility/hoshin.html>)



④ 県立学校学習空間デザイン検討委員会最終報告（令和2年8月）

これからの県立学校にふさわしい施設整備と効率的な整備・維持管理手法に関する、建築、財政、環境、防災及び教育関係の専門家による検討の報告書です。探究的な学びにふさわしい多様な学習空間への転換や、地域連携できる場の創出等について示しています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/koko/dezain/toppage.html>)



(参考資料)

県立特別支援学校 18校の概要



(幼児・児童・生徒数は令和2年5月1日現在)

1 長野盲学校

対象者	東北信地域における視覚障がいのある幼児・児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	29人：幼4・小5・中7・高13（内専4）	所在地	長野市大字北尾張部 321		
開校年度	明治33年	主な建物の建設年度	昭和57年・築38年	延床面積	7,663 m ²
分教室等	校舎の一部を長野養護学校の高等部分教室として利用				

2 松本盲学校

対象者	中南信地域における視覚障がいのある幼児・児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	23人：幼2・小5・中4・高12（内専4）	所在地	松本市旭 2-11-66		
開校年度	明治45年	主な建物の建設年度	昭和41年・築53年	延床面積	5,611 m ²
主な改修等の経過	平成8年度 寄宿舎棟、給食棟（食堂、給食調理施設）新築 平成14年度～平成15年度 大規模改修工事 ・南棟、西棟、東棟、北棟：屋根防水工事、耐震壁造設工事、給水管改修 平成29年度 理療科棟増築（理療科棟増築に伴う駐車場整備含）				
分教室等	校舎の一部を松本養護学校の高等部分教室及び重度重複障がい分教室として利用				

3 長野ろう学校

対象者	東北信地域における聴覚障がいのある幼児・児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	46人：幼9・小12・中13・高12	所在地	長野市三輪 1-4-9		
開校年度	明治36年	主な建物の建設年度	平成25年・築7年	延床面積	8,154 m ²
分教室等	東信教育事務所内に幼稚部きこえの教室を設置 校舎の一部を長野養護学校の小学部分教室として利用				

4 松本ろう学校

対象者	中南信地域における聴覚障がいのある幼児・児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	29人：幼5・小10・中2・高12	所在地	松本市大字寿豊丘 820		
開校年度	昭和3年	主な建物の建設年度	昭和53年・築42年	延床面積	6,987 m ²
主な改修等の経過	平成30年度 校舎（寿台養護学校松ろうキャンパス）増築 平成30年度 寄宿舎2室増築				
分教室等	校舎の一部を寿台養護学校の松ろうキャンパスとして利用				

5 長野養護学校

対象者	長野市及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	237人：小55・中51・高131（本176人・分61人）	所在地	長野市大字徳間字宮東1360		
開校年度	昭和36年	主な建物の建設年度	昭和61年・築34年	延床面積	8,953㎡
主な改修等の経過	平成9年度 西校舎D棟増築 平成13年度 東校舎A棟増築 平成17年度 東校舎B棟増築				
分教室等	長野ろう学校内に小学部三輪教室を設置 長野盲学校内に高等部朝陽教室を設置 旧須坂商業高等学校校舎に高等部すざか分教室を設置				

6 伊那養護学校

対象者	上伊那郡及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	228人：小64・中57・高107（本195人・分33人）	所在地	伊那市西箕輪8274		
開校年度	昭和41年	主な建物の建設年度	昭和55年・築40年	延床面積	9,488㎡
主な改修等の経過	平成11年度 体育館完成 平成22年度 新校舎北棟（現高等部棟）増築				
分教室等	駒ヶ根市立中沢小学校内に小学部はなももの里分教室を設置 駒ヶ根市立東中学校に中学部はなももの里分教室を設置 上伊那農業高等学校内に高等部中の原分教室を設置				

7 松本養護学校

対象者	松本市西部・塩尻市西部・山形村・朝日村及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	235人：小78・中91・高96（本200人・分35人）	所在地	松本市大字今井1535		
開校年度	昭和47年	主な建物の建設年度	昭和46年・築49年	延床面積	9,617㎡
主な改修等の経過	平成14年度 4教室増築 平成15～18年度大規模改修（管理棟等の木質化・屋根改修・暖房設備・給排水設備改修等） 平成16年度 2教室・トイレ増築 平成20年度 4教室増築 平成22年度 4教室増築				
分教室等	信濃学園内に小学部分室を設置 松本盲学校内に高等部しなの木教室、ひだまり教室（重度重複）を設置				

8 上田養護学校

対象者	上小地域及・坂城町及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	217人：小89・中54・高74		所在地	上田市岩下462-1	
開校年度	昭和54年	主な建物の建設年度	昭和53年・築42年	延床面積	8,490 m ²
主な改修等の経過	平成10年度 高等部棟作業棟増築 平成14年度 新校舎4教室増築 平成21年度 高等部新校舎増築 平成27年度 高等部新校舎増築				

9 飯田養護学校

対象者	飯田市・下伊那地域及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	173人：小55・中42・高76		所在地	下伊那郡喬木村1396-2	
開校年度	昭和60年	主な建物の建設年度	昭和59年・築36年	延床面積	6,774 m ²
主な改修等の経過	平成14年度 教室1棟増築 平成16年度 教室3棟増築 平成22年度 教室2棟増築 平成27年度 南校舎増築				

10 安曇養護学校

対象者	大北・安曇野市・東筑摩郡北部及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	179人：小56・中49・高74（本158人・分21人）		所在地	北安曇郡池田町大字会染6113-2	
開校年度	昭和63年	主な建物の建設年度	昭和62年・築33年	延床面積	6,271 m ²
主な改修等の経過	平成18年度 高等部教室棟増築 平成21年度 高等部教室棟増築				
分教室等	南安曇農業高等学校内に高等部あづみ野分教室を設置				

11 小諸養護学校

対象者	佐久地区及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	219人：小59・中53・高107（本196人・分23人）		所在地	小諸市大字市字中原824-3	
開校年度	平成元年	主な建物の建設年度	昭和63年・築32年	延床面積	6,175 m ²
主な改修等の経過	平成9年度 1教室増築 平成10年度 2教室増築 平成15年度 1教室増築 平成22年度 2教室増築				
分教室等	佐久穂町立佐久西小学校・佐久中学校（現佐久穂小中学校）に小・中学部ゆめゆりの丘分教室を設置 佐久平総合技術高等学校内にうすだ分教室を設置				

12 飯山養護学校

対象者	北信圏域及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	76 人：小 16・中 19・高 41	所在地	飯山市大字野坂田字替田 220-1		
開校年度	平成 3 年	主な建物の建設年度	平成 2 年・築 30 年	延床面積	5,013 m ²
主な改修等の経過	平成 22 年度 西校舎増築				

13 諏訪養護学校

対象者	岡谷・諏訪地区及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	169 人：小 61・中 34・高 74（本 161 人・分 8 人）	所在地	諏訪郡富士見町富士見 11623-1		
開校年度	昭和 37 年	主な建物の建設年度	平成 5 年・築 27 年	延床面積	7,051 m ²
主な改修等の経過	平成 16 年度 高等部教室増築 平成 22 年度 多目的教室増築				
分教室等	富士見高等学校内に高等部ふじみの森分教室を設置				

14 木曾養護学校

対象者	木曾郡・塩尻市南部（旧木曾郡）及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	42 人：小 8・中 8・高 26	所在地	木曾郡木曾町福島 1134-1		
開校年度	平成 8 年	主な建物の建設年度	平成 7 年・築 25 年	延床面積	3,265 m ²

15 花田養護学校

対象者	中南信地域における肢体不自由のある児童・生徒				
R2 在籍数	86 人：小 43・中 20・高 23	所在地	諏訪郡下諏訪町社花田 6525-1		
開校年度	昭和 61 年	主な建物の建設年度	昭和 56 年・築 39 年	延床面積	3,854 m ²

16 稲荷山養護学校

対象者	東北信地域における肢体不自由のある児童・生徒（寄宿舎有） 長野市・千曲市及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒（寄宿舎有）				
R2 在籍数	肢体 109 人：小 41・中 28・高 40 知的 187 人：小 66・中 37・高 84（本 164 人・分 23 人）	所在地	千曲市大字野高場 1795		
開校年度	昭和 44 年	主な建物の建設年度	平成 17 年・築 15 年	延床面積	14,304 m ²
分教室等	更級農業高等学校内に高等部更級分教室を設置				

17 若槻養護学校

対象者	東北信地域における病弱のある児童・生徒				
R2 在籍数	46人：小8・中18・高20		所在地	長野市上野 2-372-2	
開校年度	昭和46年	主な建物の建設年度	昭和46年・築49年	延床面積	2,000 m ²
主な改修等の経過	昭和51年度 校舎増築				

18 寿台養護学校

対象者	中南信地域における病弱のある児童・生徒 松本市東部・塩尻市東部及び周辺地域における知的障がいのある児童・生徒				
R2 在籍数	病弱 34人：小8・中9・高17（あゆみ17人キャ10人・院7人） 知的 108人：小42・中25・高41		所在地	松本市大字寿 豊丘 811-88	
開校年度	昭和58年	主な建物の建設年度	昭和58年・築37年	延床面積	4,431 m ²
分教室等	松本ろう学校内に松ろうキャンパスを設置 松本医療センター内に院内教室を設置				

○ 学校教育法施行令第22条の3（特別支援学校に入学可能な障がいの程度）

※ 特別支援学校の在籍幼児児童生徒は下表のいずれかに該当します

視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	①知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とするもの ②知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	①肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ②肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ②身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

〈検討経過〉

平成 30 年度	
平成 30 年度特別支援教育連携協議会 平成 31 年 2 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校整備基本方針策定に向けた協議組織と協議内容 ・連携協議会の協議を深めるための専門家委員会の設置
第 1 回専門家委員会 平成 31 年 3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次長野県特別支援教育推進計画の確認 ・これからの特別支援学校が目指す方向性と教育課程
令和元年度	
第 2 回専門家委員会 平成 31 年 4 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の教育課程編成のあり方 ・学級編制、学習グループの考え方
第 3 回専門家委員会 令和元年 5 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の教育課程編成のあり方 ・分教室のあり方
第 4 回専門家委員会 令和元年 7 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・学習環境のあり方 ・盲、ろう、肢体不自由、病弱特別支援学校のあり方
第 5 回専門家委員会 令和元年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家委員会一次報告の内容検討
令和元年度第 1 回特別支援教育連携協議会 令和元年 9 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家委員会からの一次報告について検討
第 6 回専門家委員会 令和元年 10 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・盲、ろう、肢体不自由、病弱特別支援学校のあり方 ・寄宿舎のあり方
第 7 回専門家委員会 令和元年 12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家委員会二次報告の内容検討
令和元年度第 2 回特別支援教育連携協議会 令和 2 年 1 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家委員会からの二次報告について検討
第 8 回専門家委員会 令和 2 年 2 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協議会の意見を踏まえた検討
令和 2 年度	
令和 2 年度第 1 回特別支援教育連携協議会 令和 2 年 11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県特別支援学校整備基本方針(素案)の検討
県教育委員会定例会 令和 3 年 1 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県特別支援学校整備基本方針(案)の報告
パブリックコメント 令和 3 年 1 月 18 日～ 令和 3 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県特別支援学校整備基本方針(案)のパブリックコメント実施
令和 2 年度第 2 回特別支援教育連携協議会 令和 3 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県特別支援学校整備基本方針(案)の検討
県教育委員会定例会 令和 3 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・長野県特別支援学校整備基本方針の協議

【特別支援教育連携協議会 委員名簿】

■ 平成30年度～令和2年度

(各年度15名ずつ)

氏名	役職等	備考
座長 永松 裕希	信州大学教育学部教授	
樋口 一宗	東北福祉大学教授	
高久 裕子	長野圏域障害者就業・生活支援センター所長	H30～R元
熊谷 恵子	(社福) 森と木療育コーディネーター	R2～
関 ひろみ	東長野病院第2診療部長	
本多 俊夫	駒ヶ根市教育委員会教育長	H30～R元
清水 閣成	南箕輪村教育委員会教育長	R2～
坂口 美佐子	御代田町町民課子ども係長	H30～R元
小林 由美子	小諸市教育委員会子ども育成課子ども相談係指導主事	R2～
伊藤 潤	長野養護学校長	H30～R元
勝又 和彦	松本養護学校長	R2～
矢野口 仁	特別支援学校校長会長	H30のみ
片桐 俊男	特別支援学校校長会長	R元のみ
岸田 優代	特別支援学校校長会長	R2～
大久保 千鶴	長野県養護学校PTA連合会顧問	
太壽堂 雄介	長野養護学校教諭	H30～R元
米倉 拓也	長野養護学校教諭	R2～
松木 智子	長野市立下氷鉋小学校長(H30) 小布施町立栗ガ丘小学校長(R1～R2)	
鈴木 しのぶ	須坂市立常盤中学校教頭(H30) 中野市立高丘小学校教頭(R1～R2)	
佐原 智行	東御清翔高等学校長	
宮内 かつら	松本養護学校教諭(教育相談担当)	
室賀 伸一	イオンリテール株式会社北陸信越カンパニーエリア政策推進チーム長野県担当部長	H30～R元
内山 祐希	(株)サニクリーン甲信越営業企画室課長	R2～

【専門家委員会 委員名簿】

■ 平成30年度、令和元年度

※連携協議会の委員との兼務者

氏名	役職等
座長 三輪 晋一	長野県教育委員会教育次長
明官 茂	明星大学教授
※永松 裕希	信州大学教育学部教授
※樋口 一宗	東北福祉大学教授
野口 晃菜	(株)LITALICO 役員
岸田 優代	特別支援学校校長会

「学び」の力で未来を拓き、 夢を実現する人づくり

長野県教育委員会



ドロップレット・プロジェクトHP

【お問い合わせ】

長野県教育委員会事務局 特別支援教育課

郵便番号 〒380-8570
住所 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
電話 026-232-0111（代表）内線 4375
026-235-7456（直通）
FAX 026-235-7459
E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp